

9月10日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、22番、上村親議員の発言を許します。

○22番（上村 親君） 登 壇

皆さん、おはようございます。議席番号22番の上村でございます。また、本日は、傍聴席にお越しの皆様方には、何かとお忙しい中、早朝より傍聴席にお越しいただきまして感謝申し上げます。

今始良市議会では、議員全員による議会改革を進めてまいります。その目的は開かれた議会でございます。また、市民の皆様方から、ご指導、それからご意見などを伺いながら推進してまいりたいと思います。今後ともどうぞ大所高所からのご指導をお願い申し上げまして、2件につきまして質問いたしてまいりたいと思います。

まず、質問事項1点目、マイナンバー制度による個人情報漏えいの危険性等について。

質問の要旨、1点目、国民全員に番号を割り当て、年金給付や確定申告などで利用するマイナンバー制度の番号通知が、本年10月から始まるが、市民の認知度は低く、利便性の向上など制度の周知がなされていない状況でございます。制度をわかりやすく伝えることが重要だと思いますが、本市の取り組み状況をお示してください。

要旨2点目、10月以降世帯ごとに住民一人ひとりのマイナンバーの通知カードと個人番号カード申請書などが簡易書留で送付されますが、高齢者への理解や認知症の方々への対策はどうするのか。また、校区コミュニティ及び自治会等から説明の要請がある場合、職員派遣の対応はするのでしょうか。

要旨3点目、マイナンバー制度は、社会保障——公平・公正な社会の実現、税務——国民の利便性の向上、災害対策——行政の効率化の3分野で利用されますが、それぞれ何のために導入されるのか。この制度は、どのようなときに使用できるのでしょうか。

要旨4点目、番号制度に対するさまざまな懸念がありますが、個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのでないかという懸念。個人番号の不正利用などにより財産その他の被害を受けるのではないかという懸念。国家による個人のさまざまな個人情報が一元管理されるのではないかという懸念を持っている人もいらっしゃいます。このことに対する安全の確保はどうするのでしょうか。

要旨5点目、通知カード・個人番号カードは、どのような手続、申請をするのか。

要旨6点目、電算システムの改修は、制度が始まるまで運用できる体制になるのでしょうか。

質問事項2点目、部分林条例について。

要旨、一昨年発生した、天ヶ鼻の土砂崩落による市道城瀬高牧線の復旧や林地に砂防ダムの建設工事が着手されました。そのとき砂防ダムについては、部分林の中に作業道を通し、工事を早期完成す

ることとなりました。その際、部分林のヒノキ・杉24本が伐採され、造林者の総収入が2万9,391円、手数料5,355円、差し引き計2万4,036円となりました。収益の分収、市2割4,807円、造林者8割1万9,229円となりました。

そこで要旨1点目、公共工事における収益の分収についての考えについてお示してください。

要旨2点目、部分林条例第12条目的外使用の禁止及び第14条部分林の処分の取り扱いについて、第12条では、「市長が特に認めた場合」及び第14条では「その都度市長と協議する」となっていますが、その意義を問います。

要旨3点目、これらの事例を考えますと、この条例を改正する必要はないかお伺いいたします。

以下は、質問席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

上村議員のご質問にお答えします。

1問目のマイナンバー制度による個人情報漏えいの危険性等についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

湯川議員のご質問にもお答えしましたとおり、マイナンバー制度の周知については、現在、国において、国民に対し制度の周知を図るため、テレビや新聞等のマスメディアを活用した広報・啓発活動を行っております。

本市におきましても、国からの情報をもとに、制度の趣旨等について市報や市のホームページを利用して、市民に対し、さらなる周知を図ってまいります。また、窓口は、本庁舎4号館1階に臨時窓口を設置し、市民からの問合せなどに対応することとしております。

高齢者や認知症の方々への対応であります。個人番号の通知カードの受領については、国民健康保険被保険者証などの受領と同様、簡易書留で送付されることから、本人または代理人による受領が必要と考えております。やむを得ない理由により、住所地において通知カードを受け取ることができない方については、発送前に市民課に申請できますので、市報において周知してまいります。

また、校区コミュニティーや自治会等への制度説明につきましては、職員を派遣し、対応する考えであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

現在、生年月日や住所は地方自治体、年金番号は日本年金機構、納税者番号は税務署というように、行政機関は個人情報を各機関で個別に所有し、そのため、システムの乱立によるコスト増と事務の非効率化を招いております。

番号制度が導入された場合、多岐にわたる個人情報を一つの番号で情報連携できるため、行政コストの削減と事務の効率化が見込まれております。

また、国民の所得を正確に把握することで、所得の過少申告や扶養控除をチェックし、不正還付を防止しやすいなどの点も上げられております。

個人番号が利用できる範囲は、年金、雇用保険、医療保険、福祉分野の給付等の社会保障関係の申請や、税務関係の申請、また、災害対策に関する給付や事務にかかるものであります。また、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用することができます。

これらの事務の申請時において個人番号の通知カードまたは個人番号カードの提出が必要になりま

す。

4点目のご質問についてお答えいたします。

東馬場議員のご質問にもお答えしましたとおり、マイナンバー制度の導入に伴う本市における個人情報の取扱い、情報システムに対するセキュリティー対策などの安全性の確保については、法令による制度面の保護措置とシステム面の保護措置、国・県からの通知等に基づき適切に進めているところであります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

通知カードにつきましては、本年10月5日の番号法の施行日に住民基本台帳に記載されている方に対しまして、世帯ごとに簡易書留で、市が委任している地方公共団体情報システム機構から送付されます。あわせて、個人番号カード交付申請書と返信用封筒も送付されます。

個人番号カードの申請は、申請書により申請日、申請者氏名等を記入し、押印の上、顔写真を添付して同機構へ送付することにより行われます。また、写真はスマートフォンなどで撮影し、オンラインでの申請も可能となっております。

個人番号カードの交付につきましては、申請された方の個人番号カードが同機構から本市に送付され、その後、市が本人に交付通知書を送付いたします。交付の際は、通知カード、交付通知書、運転免許証などの身分証明書を窓口において提示していただき、本人確認をした上で交付することとなっております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

本市の電算システムにつきましては、現在までのところ、基幹系システム等に対する個人番号制度への対応にかかる改修は、計画どおり順調に実施できております。

なお、個人番号制度への対応の最初の山場といえる、市民への個人番号の仮付番作業も問題なく終了しております。

今後のスケジュールにつきましては、全国一斉の業務開始となることから、国の示す計画に従い、おくれることなく、確実に改修を行っていきたいと考えております。

次に、2問目の部分林条例についての1点目のご質問にお答えいたします。

部分林の分収割合は、市部分林条例第15条第2項の規定により、保安林の場合は、市1割、造林者9割、保安林以外は、市2割、造林者8割となっており、公共工事における部分林の処分についても、原則同様と考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

部分林条例第12条の「市長が特に認めた場合」とは、部分林の設定地において、造林者の造林の設定及び管理以外の目的外使用は認めておりませんが、その目的を妨げないと認めた場合には、目的外使用を認めることとしております。

条例第14条の「その都度市長と協議する」とは、部分林が公共の用に供するために処分を必要とする場合、伐採箇所や伐採・運搬などの処分方法等について、市長と造林者が協議を行い、決定するものであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

今のところ、条例を改正することは考えておりませんが、公共の用に供する部分林の処分については、今後、分収割合を含め検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○22番（上村 親君） まず、議案第60号の始良市個人番号の利用に関する条例制定の件、この中に
おいての文言に対して質問させていただきたいと思います。

この中で、本市における個人番号の独自利用事務については、市民の利便性向上や行政事務の効率
化につながると考えられるものは、今後条例改正を行い、規定していく予定ということになっている
んですけれども、この条例改正を行う効率化、これについての予定というようになっているんですが、
内容はどのようになっているのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

本市で独自に利用する事務というものは、今回の議案第60号の中にはまだ入っていないというのが
状況であります。今回条例を制定いたします中身につきましては、国が行う事務を本市で法定事務と
して行っている事務についてのみ、今回の第3回議会のほうで提案をいたしておりますが、内部で現
在独自で利用する事務で、個人番号をひもづけて行う事務があるかどうか、まだ検討をしている途
中でございます。

現在本市の情報等につきましては、個人番号という形では住民コードというものでひもづけをして
おりますが、個人番号とはひもづけをしない形でも事務連携ができておりますので、そういったもの
を精査した上で、12月もしくは3月の議会で独自利用については、議会のほうにお願いをしたいとい
うふうに考えております。

以上であります。

○22番（上村 親君） それでは、今のところ具体的には決まってないんですけれども、その都度条
例改正をしていくという理解でよろしいんですね。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） 議員仰せのとおりで、よろしいかと思ます。

○22番（上村 親君） それでは、参考資料の中から一、二点、質問したいと思います。

この参考法令の番号法第9条利用範囲の中で第2項、いろいろ書いてあるんですけども、

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税また
は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有す
る特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個
人番号を利用することができる。当該事務の全部または一部の委託を受けた者も同様とする。

この文言の中で、「当該事務の全部または一部の委託を受けた者」、この一部の委託を受けた者とい
うのはどういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

それと、第3項の健康保険法、この中にも最後の文言の中に同じことが書いてありますけども、こ
の解釈の方法をお示しさせていただきたいと思います。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

委託を受けた者ということは、現在システム等の開発を行う場合に、外部の業者等に開発を委託し
ております。当然その中では個人情報等も取り扱うことになります。今回の改正法の中では、その委

託を受けた者、また再々委託といったような委託があった場合にあって、全ての委託をした部署について管理・監督が必要ということになっております。

以上であります。

○22番(上村 親君) それから、あと番号法第19条の特定個人情報の提供の制限というところで、第52条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき、この特定個人情報保護委員会について説明を求めます。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

特定個人情報保護委員会とは、国のほうで設置をいたします第三者機関でございます、この個人情報保護施行にかかわります全ての不安材料、それからシステムの安全、そういったものを管理監督する第三者機関という立場の組織でございます。

以上であります。

○22番(上村 親君) 例えば市民の方々が、漏えいとか今から自分の個人番号を年間通して誰がどんなふうに検索したかというのがわかるシステムがあると思うんですけども、そういったところで不正が見つかった場合、こういう特定個人情報保護委員会ですか、こういうところに訴えることができると思うんですけども、そういう考え方でよろしいのかどうか。それからお尋ねしましょう。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

ただいまのご質問の件につきましては、まだ詳しく調べてはおりませんが、多分そのような形で手続が踏まれるものというふうに考えております。

以上です。

○22番(上村 親君) 私、今回年金問題で漏えいをした、その一人でございました。通知が来て、確か6月に通知が来て、8月17日だったと思うんですけども、年金機構から新しい番号が届いたんですけども、その間約1か月半ぐらい時間を要したというふうに思っているんですけども。次長の答弁ではまだはっきりとわからないということでございましたから、明確なそういったトラブルに対する期間というのはわからないと思うんですけども、そういった詳しいことはまだ国のほうからは通知が来てないのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

国からの通知は随時L GWAN等の情報提供により行われておりますが、なかなか今までもそうでありましたけれども、制度を進めていく中で情報提供というものが進まないといいますか、すぐに来ないというものもありまして、地方公共団体のほうではその対応に追われていたということが事実であります。

○22番(上村 親君) それとあわせて、今回始良市個人情報保護条例も改正されると思うんですけども、この中で罰則規定がございますね、第6章。この始良市の個人情報の条例の第6章の罰則規定

と、それから今回番号法による厳しい法案に照らされた罰則があると思うんですが、始良市の個人情報に関しては職員あるいはまた職員をやめられたOBの方、そういったことに類する罰則だろうと思うんですが、今回のこの番号法による罰則規定、この始良市の個人情報の罰則規定、当然法のほうが上になると思うんですけども、この始良市の個人情報の罰則も、やっぱりそのまま生きていくのかどうか、重複するんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

今回個人情報保護条例及び審査会の改正をお願いしているところでございますけども、それにつきましては、今回の個人情報の適切な取り扱いを確保するために、番号法の31条で「必要な措置を講ずる」という形になっておりますので、それにあわせて始良市も個人情報保護条例の中で、その措置を講ずるということで、番号法の改正にあわせたことがスムーズに市として対応できるように、個人情報保護条例の改正を行うものでございますので、それにあわせてするというところで一体のものでありまして、ご指摘の罰則規定につきましても、それにあわせた形での今回マイナンバーの関係は普通よりも厳しい措置をとるという形になっておりますので、それに準じた形での対応をとるということになろうかと思っております。

○22番（上村 親君） そういう考え方であれば、番号法に準ずる罰則規定を準用するという、そういった考え方でよろしいんですか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） 議員仰せのとおりで、そのように対応していくということになろうかと思っております。

○22番（上村 親君） それでは、条例のほうは一応わかりましたので、まだわからなところもたくさんあるんですけども。今回は鹿児島市では7月20日から大体このマイナンバー制度について、あちこちで説明会をやられているんですね。新聞等でもいろいろ取り上げてらっしゃるんですけども、こういう10月以降、非常にせっぱ詰まって本市で取り組み、また私は説明会等をどこで開くとか、そういうことを聞いてないんですけども、今まで同僚議員の質問に対しては、国の制度等はインターネットとか、それから市報とか、そういうところでお知らせしているんだということで回答があったんですが、それだけで済むのかどうか、今後市担当部としては、どのように市民に通知をし、また理解していただき、スムーズにこういう制度が達成されることを思ってもらえるのかどうか。まず、そのところをお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

今現在、8月以降になりますが、市報のほうでマイナンバーに対する制度の告知、それから通知カードが届きますという旨の広報を行っておるところであります。

今後、通知カードが届いた後の注意事項、そういったもの等については引き続き広報を通じまして通知カードの重要性、それから個人番号への引きかえ事務等の手続等について広報に載せるつもりであります。また、市民の説明会につきましては、現在まだ1か所ではありますが、自治会からの要請

がありましたところに対しては職員を派遣して説明をしております。

今後といたしましては、教育委員会の社会教育課のほうで行っております社会教育学級、こういったもので講座のはじめに研修等のDVDを流していただくというようなお願いも今後検討していこうかなというふうには考えております。

以上であります。

○22番(上村 親君) まず機構の中で、条例は総務がやるわけですね。このカードの窓口としては市民生活部でやるんですかね。ちょっとその機構の割り振りをちょっと教えていただけませんか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) 今回のマイナンバー法に対する本市の対応であります。窓口総括といたしましては総務部行政改革推進課のほうで、総括の窓口ということにしております。それからシステム等の改修、それからセキュリティー関係等に関する機器的な、ハード的なものにつきましては、企画部の情報政策課のほうで担当するということになっております。

個人番号カード、通知カード等につきましては、市民生活部市民課のほうで担当するという所掌にしております。

以上であります。

○22番(上村 親君) じゃ、市民への啓発とかそういったことに対しては総務部ということですね。

じゃ、10月5日以降、簡易書留で通知カードが送付されるんですけども、それからその後、市民の皆さんは受け取って、それから写真撮って、同封される封書に入れて送るんですけども、その一連の流れ、10月5日の流れと。それから、市民が行う時系列、1月10日までの。それから、それを受ける側の、行政側の時系列。それを受けて、例えば1月1日からやるのであれば、もうことしいっぱい年末までにしないといけないわけですね。そういった流れを少し詳しく説明していただけませんか。

○市民生活部長(仮屋隆夫君) 市民生活部のほうで交付事務等やっておりますので、その立場で申し上げたいと思います。

まず、いわゆる地方公共団体情報システムのほうから、J-L I Sと言われておりますが、始良市に住民票がある市民、全世帯へ簡易書留でJ-L I Sから配布をされます。これは外国人も含めてということになります。

通知カードを受け取りますと、その後は申請主義になりますけれども、個人カードを希望する方については、J-L I Sのほうへ先ほど議員がおっしゃったような写真を張ったり、そういう手続をして、J-L I Sのほうへ郵送するということになります。受け取りましたJ-L I Sは、それを各市町村のほうへ個人カードを交付するわけなんですけれども、市町村におきましては交付の日程調整をしなければ交付が集中するということがありますので、J-L I Sのほうで日程を割り振りをしまして、場所については市のほうからJ-L I Sのほうへ連絡をするわけなんですけれども、一定の割り振りをして、始良市で言うと4号館のほうへ手続に来ていただきたいという通知が市から本人へ行くということになります。

通知を受け取りました世帯につきましては、その日程に基づいて市のほうへ来られるわけなんですけれども、その際必要なものといいますが、まず市から送ってきます交付決定通知書、それから本

人確認であるという書類が必要になります。

この本人確認というのは、一番理想的なのは運転免許証でございますけれども、ない方もいらっしゃると思いますので、ない方については健康保険証とか、その他いろんな資格証、そういうものを2つ以上そろえて本人であるという確認のための書類を持参されると。それから、最初簡易書留郵便で送ってきました通知カード、これも持参をしていただくということになります。今発行してます住基カード持ってらっしゃる方は、当然本人確認の書類としては有効ということで、今申しあげましたものを持参していただきまして、役所のほうへ本人あるいは代理人が来ていただくということになります。

交付についてはそうなんですけれども、あとJ-LISのほうから通知カードを送った場合に、当然返ってくる分がございます。これにつきましては市のほうへ返ってまいりますので、返ってきた時点で実態調査をしまして、約3か月通知カードの保存をするということで、3か月の間に可能な限り居所を調査しまして確定をするということになります。それでもできない場合は、昨日答弁しましたように廃棄をするということになります。廃棄の後に本人から申請があれば、再度交付の手続をするということは可能だというふうに考えております。

そのようなことで、1月から実際に個人カードを希望される枚数というのは、現在まだ把握できないところなんですけれども、国の予想では約対象者の7%が個人カードを希望するのではなかろうかということで、始良市の場合が約5,500人という予想をしております。一応基本的に来年の3月までという一定の線を引いてるんですが、日数で割りますと約五十五、六人、1日当たり申請するという予想しておりますので、その程度の申請があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、4号館におきましてはいろんな問い合わせ、電話の問い合わせ、それから訪問をされての問い合わせがあろうかと思いますが、現在30件程度ほど既に相談があるわけなんですけれども、その辺の相談窓口としての機能も継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

3月以降につきましては、交付の状況を見て、昨日答弁しましたように延長もあり得ると。ある程度着きましたら、本町の市民課の窓口で引き続き手続の交付を受けるということでございます。

以上でございます。

○22番（上村 親君） 同僚議員も聞いていらっしゃると思うんですけども、おわかりになったかどうか。私はあまり理解ができませんでした。そこで、この制度非常に複雑で、短期間の中にそういう煩雑なことを市民に理解させないという、部も大変だろうと思うんですね、担当職員の方も大変だろうと思います。

そこで市長のほうにちょっとお尋ねしますが、今まで執行部のほうがこういう大きな事案といえますか、こういうことについては、ある程度前もって説明会なり全協の中でも説明会等があったように記憶してるんですが、執行部と議会は両輪ということで我々できることがあることは一緒にやりましょうということで、市長のほうもそれぞれ議員の立場、市長の立場ということを体験されているわけですから。

そういった意味では、やっぱりこういうことを市民の方々は我々にもお問いになるし、職員全員の方にもそれぞれわかってるという考え方で尋ねられると思うんですね。そういったことに対しては、事前に協議にならない程度で、説明会なりやっぱりすべきじゃないかなというふうに思っているんですけども、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 職員向けには、係長級以上を集めまして2回ほどやったところでございますが、なかなか国の制度で新しい制度であるということ、そのことに全国民がまだなじんでないだろうということをおもいますし、行政においてもなかなかまだ全体的な通知も行き届いてませんし、国からの、いろいろなことがございます。

そういうことでございますけれども、今おっしゃったように、いろいろな問い合わせがあった場合に、ある程度その辺を議員の皆様方にもご示唆いただけるような形というのは必要であろうと思しますので、スムーズに市民の皆様が問い合わせ先に届くように、その辺のところは連携をとっていただければということをおもいますので、今後やり方等については精査してみたいというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） ここで暫時休憩して。

（午前9時38分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時38分開議）

○2番（上村 親君） それでは、回答書のほうから少しお尋ねをしますが、回答書の5点目の質問なんですけれども、世帯ごとに簡易書留で市が委任してる地方公共団体の情報システム機構からされますとこの地方公共団体情報機構システムから送付をされるわけですね、簡易書留で。今度は個人番号カードの申請で終わりました、申請者が氏名等を記入して押印の上、顔写真を添付して同機構へ郵送することにより行われますということで。簡易書留で来て、同機構へ顔写真等を添付して、市役所のほうから届きましたよという、本人確認ができてカードを手渡すまでに大体所要としては、時間としては何日ぐらいかかるんですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 先ほど申し上げましたように、個人カードを申請する人数、これによってJ-LISのほうで割り振りをいたしますので、今のところ約7%じゃなかろうかと考えておりますので、1日当たり50人ということになります、約3か月の間で約5,000人の方に交付をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（上村 親君） それから通知カード、書留を受け取らない人が出てくるだろうと思うんですね、拒否。そういった方に対する対応はどうされる考えなんですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 概略について私のほうで申し上げますが、詳細については担当のほうで答弁させます。

郵便局におきましては通常、いわゆる不在の場合については1週間、郵便局のほうでとどめておくということですが、それ以降については市のほうへ返ってまいります。そういたしますと、市のほうでその後実態調査をして、可能な限り本人の居住地を調査をして、それでも判明しない場合は3か月待って廃棄をするということになります。

詳細については、担当参事に答弁させます。

○市民生活部市民課特命参事（橋口 齊君） 市民課の橋口です、よろしくお願いします。ただいまのご質問ですが、通知カードが本人の住所地に転送できない簡易書留で郵送されるものということですので、先日加治木郵便局のほうとも打ち合わせを行っております。加治木郵便局の話では、通知カードの送付の時期というのが平成27年、今年度の11月7日前後ではなかろうかと。これは鹿児島市、霧島市も同時期であるとのことでありました。

それから、始良市の世帯が約3万5,000世帯であるということから、2週間ぐらいの期間が欲しいということでありました。また、多くの市民の方に確実に届けるために、皆さんの在宅率が高い土曜日、日曜日を中心に配達し、不在の場合には不在通知を入れて、その後も数回配達するということがあります。

その後、届けられなかった通知カードにつきましては、市のほうに返還されるわけですが、関係各課連携しながら実態調査を行いまして、多くの方に届け出ることができるようにしたいと思っております。

以上です。

○22番（上村 親君） 今後の市民の方々への啓発なんですけども、理解を深めるための。コミュニティや自治会等への制度説明につきましては職員を派遣し、対応をする考えでありますということであるんですが。

それより前に関係部のほうで、例えば加音ホールとか始良町公民館とか旧3町ごとに大きなところで説明会なりをやったらどうですかね。それよりも各自治体等での説明会等が一番いいだろうと思うんですけども。いきいきサロンとかそういったところをやったりいろいろしながら、この短い期間ではあると思うんですけども、ぜひ高齢者が理解しやすい、そしてまた膝元にて、その重要性、この番号の、そういったことをやっぱり周知を徹底していかなければ、基本的な最初のところをつまずくと大変なことになるだろうと思うんですね。それぐらい重要なことなんですから、やはりそういったことを重要視していきながら今後の行動をしていただきたいなと思っております。

今後の住民への対応なんですけども、具体的にどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

住民への周知ということで非常に重要な部分であろうかと思えます。この制度を周知し、この制度が円滑に運用ができるようにするためには、やはり市民の方の十分な理解が必要というふうには考えております。

現在市のほうで行っております広報ばかりではなく、先ほど議員のほうからご提案のありました市民の団体等への説明会、こういったものについても、もう期間はあまりありませんけれども、実際受け取るのは10月5日以降ということになります。一番気をつけなければならないのは、懸念をされております詐欺等の事案というのもその中にはあります。こういったものへの対処というのも含めまして、説明会等の検討は担当課としてもしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○22番（上村 親君） ぜひ、重要な番号がもう通知されるわけですから、最初の段階で。そういっ

たことをこういう重要問題ということで、住民の方々にも十分理解していただいて、最初の段階で漏えい等そういった不正等が発生しないように十分担当部、課、協力しながらしていただきたいというふうに思っております。

次に、分収について質問いたしたいと思います。残念ながら、私も一昨年発生した土砂崩落、現場にも行きましたし、市道のほうとは関係ないんですけども、ちょうど私たちの自治会のすぐ上の山林になるんですが、そういったところは対象でした。この条例を、後になってちょっと思い出したんですけども、その当時とはとにかく工事の着手と、それから安全という、そういう面でとにかく急ごうという、そういう観点だったんですね。後からよく見てみたら、こういう条例もあるんだよなということで再度確認したわけですけども。決して、お金が欲しくて言っているわけじゃないんです。そこは理解していただきたいと思います。

まず、今回の伐採については、公共工事だったんですね。ですから、その杉が大体我々が中学校、当時中学生でしたので。自治会で防風林を町から借り上げて、その後自治会総出で杉、ヒノキを仕立ててきたわけですね、現在まで、約40年間ぐらい。そういった大切な木を40年間見守ってきたわけですから、今回伐採して、分収割合でこうなると。何か不自然な気がしたんですね。ですから、そういったところをちょっと今から議論していきたいと思うんですけども。

まず、当時始良町が合併して30年、昭和30年だったと思うんですが、その当時帖佐町のほうは夕張と一緒に再建団体だったんですね。重富村、山田村が、それぞれこういう大きな杉、そういう分収林を抱えていまして、非常に財政的には裕福な2つの村だったんですけども。その合併したときの帖佐町の債権を財政支援したのは、この山田村、重富村、この杉の財産だったと我々は勉強させていただきましたけども。

そういうふうにして、先人の皆さんは一生懸命杉、それから山林を守ってきた経緯がございます。我々も中学校3年からずっと来ていきながら40年間育てた木が、理由としてはこういう公共に伴う理由だったんですけども、何か腑に落ちません。ですから、この制度は制度でいいと思います。しかしながら、我々がこの分収を育てて製林にならして、製品として出して分収割合と、公共工事で切られて、その分収割合と、我々造林者からすれば若干意味合いが違ってくると思うんですね。

そういった考え方に立つと、この分収割合、それから市長との協議、この回答書にもございましたけども、答弁書にも。もう少し具体的に部、課としては考えていただきたいというふうに思っているんですけども、その辺に対して考え方を聞きしたいと思います。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

まず、今回の災害復旧にあたりましては、分収されている方のご協力をいただきまして、安全な施設ができたことに感謝したいと思います。

今お尋ねのいわゆる林齢が若くて収益が上がらないときの分収の割合などについてのお尋ねだと思うんですけども、例えばこの部分林を公共の用に供するための処分が必要になったときに、例えば植林から間もない木を切ったとき、いわゆる柱ですとか板とか、そういった用材に利用できないわけですけども、あまり収益も見込めないということになろうかと思えます。

ただ、そういったときですとか、あと林道の開設工事ですとか、道路拡張工事などで、例えば公共工事を今回も含めてですけども、公共工事を優先しなければならないというのは、事態が生じたときなどの例えば特別な事情が発生したときには、先ほど市長の答弁にもありましたように、収益の分

収割合につきましても検討が必要な場合も出てくるのではないかと思います。

そうしなければ、さっきおっしゃいましたように40年、手塩にかけて育ててこられた山でございますので、そのとき、そのときの状況に応じまして、やはり部分林をお持ちの権利者の方に対しまして、それなりのお返しといたしますか——は、する気ではないかと思っております。

以上です。

○22番（上村 親君） やっぱり今後発生する事案になると思うんですね。加治木町は旧加治木町はないんですけども、蒲生町、それから旧始良町は部分林はあるわけですから、この2町はぜひとも対処していただきたいと思います。

先ほど部長のほうからもございましたように、製林でしたら分収割合が発生すると思うんです。ところが、10年とか5年とかそういう部分でこういう公共工事等の伐採が発生した場合、今度は造林者のほうから市のほうに、これだけの期間をやったんだから、分収割合を今度は逆に我々市のほうに、これだけの費用対効果じゃないんですけども、かかった経費を払ってくれないかという、そういったことも考えられますね。逆の立場もありますし、そういったところは制度改正をもう一回練り直して、造林者の皆さんが、市も造林者もそれ相応にやはり公共工事あるいは災害等、それに対する対応が必要じゃないかなというふうに思うんですけども。

そういったところを市長のほうやら関係機関とも、ぜひ協議の上で何らかの形でお示ししていただければなというふうに思っております。それについて市長のほうにも答弁求めたいんですけども、市長部局と農林水産部のほうの協議とか、そういったことはされたことがあるんですか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

今回この一般質問いただきまして、その中で市長とは協議をさせていただきました。

以上でございます。

○22番（上村 親君） 今後の分収割合、条例改正することは考えておりませんということなんですけども、「公共の用に供する部分林の処遇については、今後分収割合を含め検討してまいります」、この分収割合を含めて検討じゃなくて、ちょっと条例を一本化、一本化じゃなくて大まかでもいいんですけども、そういったこと一本入れてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。入れられない理由としては、どういうことが考えられるのでしょうか。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

条例改正についてでございますけれども、現在ありますこの条例の中に12条、14条、15条、それぞれにただし書き規定が入っております。それで、その中で、いわゆる突発的なことですか、特別な事案が発生したときには、そのただし書き規定の中で、本文は変更しなくて、いわゆるただし書きの中で対応ができるということがあるものですから、今回条例改正の必要はないということでお答えいたしました。

以上でございます。

○22番（上村 親君） このただし書きがあるんですね。私もこのただし書きで今回一般質問したん

ですけれども、このただし書きがあるのであれば、このただし書きを生かしてほしかったですね。そういうことをしながら、やっぱり造林者のお金に対する気持ちじゃなくて、やはり山を愛する、木を愛する、そういった気持ちになってもらいたかったというのが一つございます。ぜひとも今後とも、やはりそういった立場になって相手の気持ちを考えながら分収割合のほうも考えていただければというふうに思ひまして、これで私の質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、上村親議員の一般質問を終わります。

次に、16番、法元隆男議員の発言を許します。

○16番（法元隆男君） 登壇

おはようございます。4日目の2番目の質問に入りたいと思います。加治木町の法元隆男でございます。今回は質問事項は1点だけにしております。ほかのものも思ったんですが、尻切れトンぼにならないようにと思って。ですから、質問のやりとりにおいては、ややもすれば、もしかしたら早く終わる可能性もあります。そういうことで午前中の時間をとっております。

それでは、早速ですが、通告の順番に沿って質問したいと思います。

質問事項、文化財等の整備、管理について。

県内で最も多くの文化財を保有する始良市にとって極めて大事なことは、適切な整備と目の行き届いた管理であります。また、始良市は大変ゆかりのある島津義弘公の没後400年が数年後にくることも視野に入れた、そういった観点で関連する施設等の整備が求められております。以下の項目についてお尋ねしたいと思います。

要旨1、建昌城跡。建昌城跡は平成7年に旧始良町文化財に、平成22年には県の文化財に指定されました。文化財としての要素は、縄文時代草創期及び縄文時代早期の遺跡、そしてその上層に、豊州家島津氏の初代島津季久が築いた瓜生野城——後に建昌城と呼んでおりますが、その辺も後ほど触れたいと思いますが、城郭跡であります。これは非常に貴重な史跡であり、今後これをどのような評価をして、そしてどのような形で顕彰していくかお尋ねしたいと思います。

要旨2、精矛神社。以前から課題になっておりますトイレの設置について、その後の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。また、神社として今取り組んでおります没後400年に向けた計画があるようでございますが、それに対して市はどのようにかかわっておられるのか。

要旨3、曾木家の門。門の屋根が長期間ふき直しされないままであります。まち歩きの拠点でもあります。早期の改修が必要と考えますがいかがでしょうか。

要旨4、金山橋。駐車場やトイレの新設など、大変立派に整備されました。しかし、下からのビューポイントが水害で一部流されたままでありまして、以前の回答で「簡易な改修ではなく、材料や構法を含め、根本的な解決策を考える」とのことでしたが、どのように推移しておりますでしょうか。

要旨5、黒川岬。10号線からの進入道路、駐車場、そして現場も含め非常に整備が至っております。以前も同僚議員の一般質問で指摘がありましたが、その後全くそのままの状態、改善されたあとがありません。この地は皆様ご存じのように実に風光明媚であり、かつて鳳山和尚が鳳山軒をつくり、そこに島津家久——初代薩摩藩主ですね、島津家久がたびたび訪れるなど縁のある場所であり、錦江の名の由来地でもあります。早急の取り組みが必要であると考えますが、どうなっておりますか。

しょうか。

以上で、当初の質問といたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の文化財等の整備、管理についての1点目と3点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の文化財等の整備、管理についての2点目のご質問にお答えいたします。

精矛神社のトイレにつきましては、以前から設置の要望があり、設置場所等を含め神社側との協議を進めてきたところであります。市といたしましては、島津義弘公没後400年に向けて、トイレの整備に取り組んでいきたいと考えております。また、神社としての没後400年に向けた計画につきましては、具体的な計画を伺っておりませんので、計画を伺ってから、市として連携できるところは協力していきたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

河川を横断しているビューポイントは、大雨時の激しい水流が構造物の基礎部分を侵食して、一部が埋没している状況にあり、その修復方法について、構造物の技術的な強度などを保てるような工法はないか検討してまいりました。

しかしながら、現在の箇所を改修しても、再び被害を受ける可能性が高いとの見通しに至ったところであります。また、水位が低いときは、枝木や漂流物などが滞留し、景観も悪くなることから、現在の毀損箇所を修復するのではなく、ビューポイントに近い右岸側の河川敷を整備できないか検討していきたいと考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

黒川岬につきましては、ご指摘のとおり、錦江湾の名の発祥地として、また、風光明媚な場所として古くから知られております。市におきましては、観光素材を最大限活用するため、市観光おもてなし計画において、整備が十分でない歴史・文化資源の保存・修復と、来訪者がその場所を訪れやすいように周辺の環境整備を進めることとしております。

黒川岬につきましては、当該計画における5か年の事業計画に入っておりませんが、多くの方々が訪れやすい観光地としての環境整備を進めるため、関係機関への問い合わせや庁内協議を進めております。

問題としましては、国道10号から黒川岬までの進入路は、堤、いわゆる堤防であり、開発の際に県との協議を必要とし、また、駐車場整備や進入路拡幅については個人所有地であること、さらに駐車場から岬までは堤近くまで岸壁が迫り、落石対策が不可欠であることなどが上げられます。

このように課題は山積しておりますが、多くの来訪者が楽しめる名所づくりとして、可能なことから早期に整備できるよう、今後進めてまいりたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の文化財等の整備、管理についての1点目のご質問にお答えいたします。

建昌城跡の敷地面積約8万8,000m²のうち、東側6万8,528m²は、貴重な文化財として、平成23年度に県の文化財指定を受けております。このため、県の指定地内での整備工事や開発行為には、県

文化財保護条例等の法令上のさまざまな制約が適用されますので、教育委員会としましては、将来、国指定史跡化を目指すとともに、歴史や文化財を生かした史跡整備を関係部局と検討したいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

曾木家の武家門は、曾木家の祖先である曾木播磨守が木崎原の戦いで戦死したため、島津義弘公から軍功として拝領した、えびの市の飯野城の大手御門を18世紀ごろに移設したものであります。平成元年に加治木町指定文化財となり、13年に加治木町に寄贈されました。これを受けて、平成14年度に大規模改修工事を実施し、カヤを全面ふきかえしましたが、以来10年以上が経過し、数年前から傷みが目立つようになってきたため、現在景観に配慮しながら屋根をシートで覆い、養生しているところであります。

曾木家の門の歴史的価値は、十分認識しているところでありますが、今後、市内の他のまち歩きポイントとの関連性を考慮しながら修復の検討をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○16番（法元隆男君） それでは、通告の順に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

建昌城跡ということで、県の文化指定になっておるわけですが、これは3つの時代にわたっての史跡であるということで、それ一つひとつが非常に貴重であるというふうに思っております。

県に指定になったのが、答弁では23年となっております。私は22年って通告ではありましたが、その辺のところはいいとして、資料によりますと、県の指定になったところは縄文時代草創期、早期のあった、その辺の兼ね合いはどうなっておりますでしょうか。ちょっと外れているのか、それとも、その辺のところですね、お答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど答弁いたしましたように、いわゆる建昌城跡の全体の8万8,000m²のうち東側の分、いわゆる縄文時代草創期、それから早期集落跡については外れているわけでありまして、いわゆる季久のいわゆる瓜生野城の部分についての指定を受けているというところでございます。

○16番（法元隆男君） 古い話、始良町時代に始良町の指定になりましたときも大体同じような場所だったのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） いわゆる市町村指定、それから県の指定、国指定というふうに段階が上がっていくわけですが、それが外れたり、足したりということはないわけでごさいます、いわゆる始良市になってから1年後、平成23年の4月に市指定から県指定になったということで、そういう意味では面積的な部分といいますか範囲というのは変わっていないというところでございます。

○16番（法元隆男君） それでは、縄文草創期と縄文早期の遺跡というのは相当下のほうにあるわけですが、それに対してはどのような評価をされておりますか、行政としては。

○教育長（小倉寛恒君） 建昌城跡につきましては縄文草創期、それから早期集落跡というのは、昭和40年代にいわゆるひなセンターが建設されたりして、幾分16世紀の後半期に建昌城としてつくられた

後の城郭遺構も、若干壊されてる部分もあるわけでございます。しかし、そういう意味で全体としての城郭遺構としては良好な形で残ってるということで今の県指定の史跡としてあるわけでございます。

○16番（法元隆男君） 資料いろいろと見てみますと、要するに縄文草創期、縄文早期、これが同じ場所にあるんですね。そして面積は断然瓜生野城のほうがずっと広いわけですが。例えば霧島市の上野原をちょっと参考にしてみますと、上野原が大体縄文早期、前葉ですね。9500年前ぐらいの遺跡であるということが、上野原の遺跡については一番古いというような言い方をしておるんですけども、この建昌城跡の縄文草創期のやつは1万3000年前であると。そして、草創期は大体1万2000から9000年だというようなことになっておりまして、非常に最古ということになると、こっちのほうがずっと立派であるという。

専門家といろいろ話してみますと、この草創期の史跡というのは、非常に貴重なものではないかというような話がありますが、そのようなところで、もうちょっと草創期のことに検証して、それをもうちょっと評価して、そして県なり国なりに上げてみたらどうかと思うんですが。上野原の場合は9500年前が、これは国の文化財史跡にあっておりますが、そういったことの道筋をいろいろ検討してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） もうそれは、いわゆる建昌城跡の縄文草創期のはるかに古い史跡ではあるわけですけども、上野原が発見されたときに、既にそのことは県のほうに報告してあるわけです。その価値判断というのはその段階でなされたということでございますので、それを今さらということでございまして、それを再度発掘して云々ということはもう考えられないということでございます。

○16番（法元隆男君） 資料をいろいろと上野原と比べてみましても、9500年という1万3000年前等の間には結構3000年ぐらいの差があるわけですけども、しかし、そういう草創期の、草創期の史跡はまだ県内にもあと2つぐらいあるようですが、そこまでちょっとまだ私も勉強していないんですけども、上野原がこれだけ注目されて、そしてあれは県のものになっておりますね。これは国の指定になったということで県が乗り出したんじゃないかと、そんなふうに思っておりますが。

やはり今申し上げてます草創期及び早期、この遺跡というのはいろいろと調べてみますと、非常に上野原といろいろと比較しても貴重なものであると、その辺をもうちょっと売り込むべきではないかと思いますが、再度お答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど答弁いたしましたように、この縄文草創期というのは歴史的な時間的な速さということでも、はるかにこちらのほうが古いわけですけども、上野原遺跡が発見された段階で、既にこちらの遺跡についても比較、考慮された、その結果でございますので、これを今さら掘り返してということはもうあり得ないというふうに考えております。

○16番（法元隆男君） そう言ってしまえば、もう元も子もない、このまんまと。しかし、アピールがちょっと私に言わせれば、もう非常に足りないんじゃないかなというふうに思います。これについて文化財保護審議会には、ある程度諮問はされてるのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 県の指定遺跡となりましたのは平成23年度、その段階で複合遺跡として、複合遺跡は単に建昌城という城郭跡というだけじゃなくて縄文草創期も含めた複合遺跡として、それは文化財保護審議会のほうに、県のほうの審議会にかけられているわけでございまして。指定を受けたのは建昌城跡、いわゆる東側の6万8,000m²の部分だけが史跡指定を受けているというところでございます。

○16番（法元隆男君） 今お話になっている瓜生野城、こっちのほうがもう断然、建昌城跡の敷地の大半を占めているということは理解しておりますが、このころ要するに1万3000年前ぐらいに、要するに氷河期が終わって、そしてだんだん温暖化になってくる、その辺のころ、もちろん上野原もそうですよね。そして、海面が上がってきて縄文海進という、要するに海がだんだんと上がってくるという、15mぐらい上まで上がってきたと。アカホヤの火山灰が降って、それで恐らくほとんどが上野原もそうですが埋め尽くされたということで、また振り出しに戻るわけですけども。

それまでの遺跡がしっかりと、ここに育雛場跡がありますね、先ほどおっしゃった。それによって少し、要するに育雛場跡が出てきたわけですけど、そのときにいろいろ掘り返した、ちょっと掘り返したというようなこともあります。しかし、その縄文時代草創期または早期のものについては、相当まだそれより下ですので、そういったことで残ってますし、そして、その出てきた土器とかそういったいろんなものも今、資料館におさめられると考えておりますが、いろいろな貴重なものがあると。それに対してはやはり、これはもう始良市の宝であると思っております。

そういったことで、申し上げました縄文時代のいろいろな遺物は、今ちゃんと展示されているんでしょうか、その歴史民俗資料館に。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

建昌城跡の遺構、遺物につきましては、現在始良市の歴史民俗資料館の中に展示資料として展示をしているもの、それから収蔵庫というのが附帯施設としてございますので、その中で保管をしているという現状でございます。

○16番（法元隆男君） 今先ほどからご説明ありますように、要するに建昌城跡が県の指定になったということで、それを国の指定に今後は進めていきたいというようなあれですが、どのような手順になりますか。

○教育長（小倉寛恒君） これは既に国指定史跡化ということを目指しておりますので、始良市になりましたから国のほうから文化財の調査官に2回来ていただいております。また、一昨年、平成25年の11月の末には、記念物課長にも来ていただいて、実際に見ていただいているところでございます。いつごろというのは、時間的な設定とは相手のあることでございますけども、既に県のほうからもそういった話は当然いっているわけでございまして、私どものほうもそういった働きかけというのをしているわけでございます。

そういう意味で、そんなにおそい時期ではなくて、達成できるのではないかと考えている。一つの有利な条件といたしましては、いわゆる上部の部分、上の部分は既に旧始良町時代にこういう塚、いわゆる市有地にも現段階ではなっておりますので、そういう意味では国指定を受けるというのは、そ

う遠いときではないというふうに考えております。

○16番（法元隆男君） 市有地というのは、市の用地ということですよ。例えば加治木町の場合なんかは加治木町跡というまた、これも立派な城址の跡があって、いろいろと二の丸、三の丸とか本丸とかあって、非常にこれもすばらしいと思っておるんですが、瓜生野城ということになったのは、これも通告に書きましたけれども、要するに島津豊州家の初代季久、この人が1452年からかかって2年か3年でこういうお城をつくったと。その、これはどういう人かと言うと、9代忠国という大州、その弟さんですね、弟です。そういったことで豊州家というのそこからつくって豊州家の城にしたんですが。

これの非常な歴史的なあれとしては、要するに関ヶ原の戦い前後で、島津家の本城をどうしようかということで島津家久、18代家久、薩摩藩初代藩主ですね。家久が本当はここに、建昌城のところにも本城をつくりたかったというような考えを出したんですが、島津義弘公が水利が悪かったりとかいろいろなこと、一番のあれはちょっと整備にお金がかかりすぎるぞというようなことだったと思います。それで断念して、今のあそこの鹿兒島城、鶴丸城ですね。あそこ鶴丸城が大体1601年から三、四年かかってつくっております。

それでつくってあそこを拠点としたんですが、それでもやはり瓜生野城にまだ未練が残って、幕府に申請しましたが却下されて残念ながらできなかったというような、そういった非常に歴史的価値のある、それが幕府が認めてれば、もう今ごろ鶴丸城じゃなくて始良市にその後の歴史の中で、島津家の薩摩藩の本城があったということになったんじゃないかというようなことで、その辺のところにロマンがあるなと考えております。

そして、建昌城という名前が出てきたのは、幕府にここを本城にしたいがという、そういった願書を出したときにその名前が、建昌城という名前が出てきたようでございますね、それまでは瓜生野城ということでやると。その間、要するに伊東義祐との関係で飢肥のほうに移ったりしながら、しばらくあけてあったような時期もありましたけれども。

今おっしゃってるように国の指定に瓜生野城という、建昌城というのをを出していきたいというお考えは、それはそれで一つの段階として、そこまで県の指定になっておるのがその城の関係ですので、これは頑張ってやっていただきたいなど。それもできるだけ早い時期に、そういったような国の指定にということ。要するに上野原が国の指定になったということで、恐らく県も出てきて、ああいう物すごいあれをつくっておりますね。もう立派な建物もつくってますし、いろいろと——広いことも広いんですが、集積跡の再現したものも出ております。

そういったことも含めて、この瓜生野城、建昌城ですね。これについても非常に、3つの時代にあったという一つひとつが物すごく貴重であると私は考えるんですが、今のお話でわかったことは、国の指定に出すということになれば建昌城の6万8,000の敷地の範囲のところであるということですので、それ以外の縄文草創期、縄文早期、この辺のことについても今後検証していくべきだと思います。そういったことを指摘、提案して、次の項目に移りたいと思います。

2番目の精矛神社ですが、ご回答いただいています——ちょっとお待ちください。今没後400年の事業にあわせて、そのトイレも進捗しようとしているということですが、大体めどはついておるということで解釈してよろしいんですか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

もう平成30年に没後400年が参るということで、その記念事業としてぜひ取り組んでいきたいというふうには考えております。ただ、まだ具体的な事業名とかは決まっておられませんけれども、これまで設置場所等につきまして、なかなか進まなかったというところもございましたけれども、少しめどが立ってきておりますので、ぜひ平成30年の没後400年に向けて実現していきたいというふうに考えております。

○16番（法元隆男君） これはまち歩きグループが幾つかありますが、もう精矛神社にトイレをというのは切望したあれなんです。大体めどはどのぐらいかという期間的な、時間的なあれはまだ立っておりませんか。あと1年後だとか、半年後だとか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

実は場所等について、これまでもいろいろ隣接地とか近くに建てられる公有地もちょっとまだなかったということで、建てれる計画が、ちょっと好転して、場所等についても、可能性が出てきたというのが最近でございまして、ここからまたトイレの整備に向けて本格的に取り組んでいくという段階でございまして、今の時点で何年ということとはちょっと申し上げられないところでございます。

○16番（法元隆男君） やはり前々から聞いております神社庁という、非常にやかましいそういったようなあれがあって、もうその敷地にどこにつくるかというのは非常に難しい問題があるというのはもう、こちらも心得ております。そういったのをかいくぐって、知恵を出して、そしてここにやはりトイレがあるかないかというの、これはもう拠点ですので、非常に400年が来るのを待って、そのときというよりも、もうできるだけ早く、その辺を進めていっていただきたいと考えております。

トイレがつくことによって、まち歩きのコースもつくれるんですね。まち歩きで何が一番問題かという、どこで用を足すかというのが非常に難しいんです。出発するときに用を足す場所から出発したとしても、途中でやはり1時間ぐらいたら皆さんは、そういったような状況になる場合がほとんどですので、その辺をどこにするかと。精矛神社にそういうのがしっかりと整備されてるといふことであれば、中間の拠点として、そういったようなのできるということになると思います。

それと、没後400年に向けた運動を精矛神社のほうで、今活動を始めましたですね。もちろん私に言わせると、10年ぐらい前に始めてたんですよ。それがいつの間にかぼっちゃって、また新たに。10年前は島津義弘公奉賛会というNPO法人を立ち上げて、それで2019年に来る——2019年ですかね、来る没後400年に向けた募金活動というのを10年ぐらい前から、もうやっておったんですが。それとはまた違う組織で、組織は本体一緒なんです、同じ精矛だから、そのときの寄附はどうなったのかなというようなことで思ったりもするんですが。

そういうことで、もうあと三、四年すれば、もう没後400年が来るんですが、市とはまだ全く白紙の状態ですか、それとも少しはある程度の方向性、例えば精矛神社の話ですと、あそこの本殿を少し修復したりとか、本当は最初の計画だと記念館をつくりたいというような話もありました。

ご存じのように今の本殿は、昔精矛神社が今の護国神社のところにあったやつを没後300年であれを遷座したという歴史があって、あれだけの社殿を300年のときにつくったわけですね、相当な費用がかかったんじゃないかと思うんですよ、今度は400年。

そういったことで、いろいろと神社のほうはそういうことで考えているんですが、市としても何か、まだ神社とのそういった話し合いがなかったとしても、ある程度の腹案はないのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

その400年に向けまして、もうおっしゃいますように三、四年後ということでございまして、市といたしましてもご承知のように昨年8月に同盟を結びました。島津義弘公の住まいになったゆかりの地の日置市、湧水町、えびの市と一緒に三州同盟という形で連動した取り組みも行ってございまして、その中ではことしから三州同盟パンフレットをつくりましたり、これから先もまたいろいろプレ事業を行っていくところでございますけれども。市といたしましても30年に向けて、まだ具体的に何の事業というところまでなっておりませんが、近いうちにもうこれは組み立てを取り組むことをしていくということで、三州同盟、それから市連携して計画していくということにしております。

○16番（法元隆男君） ここで確認しておきたいんですが、没後400年は満の年でやるのでしょうか、数え年でやるのでしょうか。前回300年のときは2018年、数えでやっておりましたが、その辺のところも、間もなくあと二、三年で来ますので、その辺を確認しておきたいんですが、お答えください。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 私が今市のほうで聞いておりますのは、平成30年ということで聞いております。その年に記念事業ということでございます。

○16番（法元隆男君） 平成30年ということは数え年ということですね。31年が満でいって、400年だということだと思います。今おっしゃったように、精矛神社との間でまだその辺のところ今後、ある程度私は構想はあるとは思いますが、まだそういったようなオープンにできないような部分もあるでしょうけれども。その辺のところを300年に負けないような記念行事と、そういった事業をやっていただきたいなど。要するに三州同盟という今まで前のときはなかったようなことも、3市1町が一緒になって活動しようということから、期待しておきたいと思います。

次にまいります。次は、曾木家の門ですが、曾木家の門という、これはもう結構長い間ああいいう状態であるんですね。その辺として、これを早急にいろいろと進めるわけにいかないかどうかお尋ねします。

○教育長（小倉寛恒君） 現在始良市内の文化財、登録文化財、非常に数多くあるわけでございまして、県内でも一番多いわけです。その施設整備についての要望も多々あるわけで、主なものとしまして今取り組んでおりますのは、島津義弘公関連の史跡として帖佐の花園寺跡の庭園復元事業、これに平成23年度から着手しております。

それから、本年度から加治木の森山家の保存活用計画事業というのを取り組んでおるところでございます。加治木の発展のもとになったというのは、やっぱりこういった豪商たちの働きによって武家社会というのは守られたという意味で、そういう意味で加治木のそういった森山家というのはその中心になったところということで、まち歩きの一歩のポイントであるわけでございます。

その2つの流れが要素としてあるわけでございまして、それらの整備をとにかく急いでいるわけ。国の補助事業、県の補助事業、そういうようなもの活用しながら自主財源も含めて、今取り組んでい

るということでございます。

曾木家の門も決して重要なものじゃないということではなくて、大切なものだというのはわかっておりますけども、こういった事業を一区切りつく段階では、花園寺跡の整備事業というのは本年度に終了いたしますので、その後には取り組んでいきたいというふうに考えております。

○16番（法元隆男君） この曾木家の門は、要するにまち歩き下場でいい場所にありますので、ここを案内するとき、これをテーマにしながら話すと、木崎原の戦いの話もしっかりとできるんです、えびのに行かなくても。だから、そういったことで木崎原との兼ね合いですか、非常に島津義弘公の人生の中でも、木崎原というのは非常にドラマチックな場面であったと。そのときのこととして説明できるということで、やはりそこにブルーシートがかぶっていると、やはり全然盛り上がりがないということ。

今おっしゃった花園寺とかそういったのが、その後ぐらいであるという話ですが、本来ならもうこれは、もうまち歩きはどんどん毎年、次から次にこうしておりますので早めにしていただきたいなと思って、もう何年ぐらいになりますかね。最初は足場が斜めに積んで、あれが落ちてこないようにしてあって、今はもうブルーシートでかぶっておりますね。できるだけ早く着手するべきであると考えて、時間があれです。次は、金山橋ですね。金山橋は、今回答えていただいております右岸ということは、今海岸をおりていくところの反対側のところからおりていくことになるのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、今おりていく反対側のほうからということでございます。

○16番（法元隆男君） やはり右岸側のほうにビューポイントがあると、非常にもうアングルがいいんですね。今右岸側のほうに、あそこ通れないですね、危なくて。若い人ならばよんぴよんで行けるかもしれませんが、私もちょっと怖くて右岸側のほうには行けませんが、右岸側、上体はもう残ってるんです、その間が流されて通れないということ。

金山橋、この前、固有名詞じゃちょっとあれですが、鹿児島銀行のカレンダーがありましたね。あれすばらしい、もう本当に評判でした、いろんな人が。もう文化関係じゃない人たちも、商業関係の人も、これはきれいだなと。だから、あのアングルを欲しいんですね。そういったことで、やはりこれも早急にしておくべきだと思います。

そういうことで、今まで考えてなかった右岸側のほうに下におりる、恐らくアプローチをつくってということのご説明がございましたので、非常に期待したいと思います。

では、最後の黒川岬にまいります。黒川岬は今いろんなやっぱり問題、課題がありますね。やはり10号線から入る道が、道路ではないということで、要するに河川敷になるのでしょうかね。その辺のところの法的なあれをちょっと説明していただけますか。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

国道10号から黒川岬のちょっと駐車場があるんですが、前約3台ほどとめることができます。その間はご存じのように非常に狭いところで、車が1台ようやく通れる、若干広いところがありますけど

も、ガードレールもなく、両方草が生えてます。無理に離合するとすると脱輪もしくは川に落ちる可能性もございます。ここは図面上からいきますと堤というふうになってます。いわゆる堤防ということで、ここを道路として利用しているわけでございまして、これは県の管理ということだというふうになります。

以上です。

○16番(法元隆男君) あそこの資材置き場は、話を聞くと吹上工業さんの敷地であるということですが。今、堤とおっしゃった部分、現在の状況は車で行っても、低いあれだと下の底がちょっとすれるような、もうちょっとあの辺をですね。黒川岬というのは非常にロマンがあるというか、そういった中世のちょうど家久公の時代、あそこに鳳山軒があったということで、その後もいろんなのがありました。先のほうに行くと、昔、火薬庫なんかもあったんです。それと小杉家という、これは加治木でも豪商の薬局だったんですが、そこの別荘があって、それとかいろんなのがある。

しかしながら、歴史的にいきますと鳳山軒という鳳山和尚が、要するに椿窓寺の開祖した鳳山和尚、その方が。この方は朝鮮の役に行ったときも全部、いろんな書類を全部その人が一手に引き受けて、命令書にしても、通達書にしても、全部鳳山和尚がやって、一緒に朝鮮まで行ってという。また、そこからいろんなものを持って、精矛神社に今石臼とかそんなもの持ってきた。そういったようなことをした方で、非常に歴史上貴重な方です。

そして、島津家久公がたびたびそこに訪問して、訪れていたと、そういったような場所で。その鳳山軒は確定できてるんでしょうか、どこにあって、ここだというふうな。

○加治木総合支所長(木上健二君) 現地を見てみますと、昔と違って波で非常に海岸が浸食というか洗われていると思います。現地を見てみまして、どこにあたるのかというのは、私はちょっと特定できないところであります。

○16番(法元隆男君) これは、やはりあるいろんな方が言っております、鳳山軒はここにあったんだと。どう見ても鳳山軒がそこにあったような気がしないんですね。そこが本当にそこから風光明媚なのが見えるかといったら、まだ海側のほうにそそり出た岩なんか見たら、そこからだとか洞窟の中のそういったところから見えないんですが、まだもうちょっと住みごちがよかった場所だったと思うんです。鳳山和尚が最後隠棲したところ、隠居をそこで送ったところですので、もうちょっと快適な場所じゃなかったかなと思ったりします。

それと、その後の加治木、島津6代の久徴という人が、あそこに黒川記という碑を立てたらしいんですが、私それちょっと確認できないでいるんですが、それは場所は確認できてるんでしょうか。黒川記です。

○加治木総合支所長(木上健二君) 私も確認はちょっとできておりません。

○16番(法元隆男君) その黒川記の中にいろんなことが書いてあるんですね。黒川という名前がもうそこで黒川記に記してあったようです。その辺の鳳山軒跡というのもちょっと検証してもらって、黒川記というそういったのもあれして、そこでそういう説明文が何もないんですよ、あそこは。だから

ら非常にいい拠点、黒川岬というのは。もう非常に立派な拠点であるし、島津家久公が行ったり来たりしてありました場所でもあるし、そして何よりも錦江という名前、要するに錦江湾という名前を、あそこで久徴公が家久公の歌から「錦江」と、こう名づけようという、その辺のくだりもいろいろにおわせるような黒川記にもあるようでございます。

錦江という名前はいろんなところに文献に出ております。加治木古老物語とか、例えば鴻ノ巣園のところの碑にも錦江という名前が出てくるんです。そういったことからしても、非常に黒川岬という拠点は非常に価値のある場所だと考えております。

それ以外にも先ほど申しました小杉家の別邸跡とか、要するに私昔、今から20年ぐらい前ですけども火薬庫も確認しました。それで小杉家の別荘跡もここだろうなということがあって、物すごい景観です。山の中腹のところにあって、そこに上る石の階段もう本当にやぶの中ですが、ここだなどというように確認できたんですけれども。それもある理由があって、ちょっと私もそこを探検せざるを得なくて行ったんですが。

そういったことも含めて、さっきの黒川記という碑文がそこであった、それは島津久徴がつくったらしいんです。その島津久徴が家久のそういったあれに対して、久徴が自分なりのものでそこで黒川記というのをつくって、それで黒川の由来がそこから出てるというようなことも含めて、そのようなところをもうちょっと専門家、専門的な、もう我々は素人ですので、それ以上はちょっとあれですが、文献がどこかにあるのではないかと思いますので、その辺をまた追求して行って、本当に黒川という拠点を大事にしていきたいと考えますが。

その辺、市長は例の家久公が歌った歌もしっかりと、そらであれされますよね。私もよく市長が言われるのを聞いているんですが、市長はどういうふうに思われますか、黒川岬について。

○市長（笹山義弘君） 錦江湾の錦江の名前のいわれというように、非常に風光明媚なところであります。るる今ご提案ありましたことについても含めて、やはり歴史のポイント、ビューポイントとするには、やはりそこに歴史館、ストーリーがないといけないということもあろうと思います。

また、どうしても左岸のほうは浸食がちょっと最近激しいということで、るる整備がなかなかでございます。過日ですけども、いろいろ県の方にも同行いただいて始良市内を全部見ていただいた折に見ていただきましたら、非常にすばらしい景観だということでおっしゃっていただきました。

そういうことから、見るポイントとしてどこが適地かということも含めて、そしてまさにあそこに錦江のいわれの「浪おrikくる」というやつですけども、これも歌碑もつけてすることがやはりいいんじゃないかと思しますので、その辺も含めてどのような整備ができるかということについては、今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○16番（法元隆男君） 黒川の山の突点、我々は黒川の端というんです、黒川の一番先端ですね。あれをくぐって、こう回ったところに赤石というところがあります。もうこの岩場が物すごくすばらしいんです。そっちのほうはもう霧島市になりますので残念なんですけど、本当ならあそこ船でこうして、赤石まで遊覧するようなことがあれば、最高のロケーションを楽しめるんじゃないかなというふうに思います。

今市長おっしゃったように、今後黒川についてはそういった視点で進めて行っていただきたいと思っております。終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、法元隆男議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
10分程度とします。

（午前10時53分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

1番、峯下洋議員の発言を許します。

○1番（峯下 洋君） 登 壇

皆さん、おはようございます。おはようですかね。こんにちは。本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。午前中最後の質問者になりました。松原上自治会にお世話になっております議席番号1番、峯下洋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回から議場にモニターも3台導入され、議員執行部の顔もはっきり見えるようになりました。とても明るく雰囲気もよくなったと感じていますが、いかがでしょうか。先ほど上村親議会改革推進委員長から話がありましたように、一生懸命議会改革に取り組んでいるとこなんですけれども、今回チラシでありましたように「変わる議会あなたの目で確かめて」のタイトルで回覧、あとは議員さんが手配りということで2種類を作成していただきまして周知したところです。それがやっぱりちゃんと反映されたのかなと、ありがたく思っております。12月から第4回の定例会はインターネット配信も行われるという予定なので、どうぞご期待ください。「日本一暮らしやすいまち・始良市」創生のため、皆様と一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、傍聴席の方々には、アンケートがあったと思いますが、どうぞお帰りの際は書いていただいて、皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。それを議会に反映して、少しでも皆様方の力になれたらいいなと思っております。そして、議会と語る会は公聴会がやっています。そして議会日より広報委員会がやっておりますので、そして昔、始良市、始良町が旧町時代に広報のほうでナンバーワンをとったことがあるということで、今一生懸命先輩たちに負けないように努力しているところです。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問いたしていきます。

質問事項1、妊娠・出産に伴う手続きについて。

要旨、妊産婦が行う申請などが複雑でわかりづらい。もう少しわかりやすくできないか。例えば、ホームページ上で手続の流れをフローチャート形式で説明できないか。同様に代理人の可否を項目で表示できないか。

質問事項2、妊娠中の兄弟児の保育について。

妊娠中は体調が変化しやすく、無理をすると早産などのリスクが高まります。母子の健康と、兄弟児の健全な育成のため妊娠中の保育園利用の優遇を検討できないか伺います。また、その他のサポート体制について伺います。

質問事項3、特定妊婦の支援策について。

要旨、特定妊婦に対して妊娠中から積極的にかかわり、不安を和らげ、SOSを発信しやすいように取り組んでいる自治体があるが、始良市では妊娠中の女性の状況をどのように把握し、支援しているのか伺います。

質問事項4、親子のつどい広場「あいあい」、「かじきっず」の活用について。

要旨、中央公民館の親子の広場「あいあい」は気軽に楽しく子どもたちが遊べるように取り組んでいる。多くの親子が集い、始良市の子育て支援の発信拠点にもなっている。子育てサポートセンターと協力して、「あいあい」や「かじきっず」での一時預かりは検討できないか伺います。

あとは、一般質問席から伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

峯下議員のご質問にお答えいたします。

1問目の妊娠・出産に伴う手続きについてのご質問にお答えいたします。

市の窓口では、妊娠届出や母子健康手帳の交付から、お子さんが生まれた後にも医療費や手当等の申請など、妊娠や出産に伴うさまざまな手続きがあります。これらの手続きに関する情報をわかりやすく市民の皆様へ提供するために、本年2月に市ホームページをリニューアルし、見やすく、検索しやすい画面づくりに努めているところであります。

その中で、妊娠から出産に関する情報につきましては、ホームページ上の「妊娠したら」、「赤ちゃんが生まれたら」の項目の中に、妊娠届出や出生届、出産一時金、子ども医療費助成制度などに関する内容や問合せ先を掲載し、必要な様式をダウンロードできるようになっております。

なお、妊娠から出産に伴う各種事業や制度の申請において、申請者は本人または保護者など当事者であるとの認識から、現段階において代理人の可否についての表示は行っておりません。

ご提案のフローチャート形式での事業紹介や、申請への代理人の可否についての表示につきましては、今後さらにわかりやすい情報提供を進める上で参考にさせていただきたいと考えております。

次に、2問目の妊娠中の兄弟児の保育についてのご質問にお答えいたします。

妊娠中または出産後の保護者の認可保育所等への入所要件は、就労の有無にかかわらず、母子の安静休養のため、出産前6週間、出産後8週間を兄弟児の入所期間と定めております。

また、妊娠中に限らず、保護者が疾病や負傷などで保育することが困難な状態である場合は、医師の診断書により入所期間を決定し、入所することができます。その他のサポート体制としましては、昨年度まで出産後8週間経過後は、3歳未満児は保育所を退所としておりましたが、今年度から育児休業中の方は、入所している全ての年齢において、出産後1年間は継続入所ができるようになりました。

次に、3問目の特定妊婦の支援策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、妊婦の方の心身状態やさまざまな環境について、母子健康手帳交付時の面談、医療機関からの連絡、妊婦健康診査の受診状況などにより把握しております。

母子健康手帳の交付では、保健師や看護師が個別に対応し、妊娠を知ったときの気持ちや今の気持ち、家事・育児について相談や協力してくれる人の有無、ご自身や家族の体調などの現状把握に努めております。この際に、はじめて接する機会となります妊婦の方に安心感を与えられるよう心配りを実践しているところであります。

また、医療機関からの連絡や妊婦健康診査の受診状況により、母子の健康状態などに関する情報を

把握しております。そして、これらの情報に基づき、地区担当保健師が中心となり、相談や家庭訪問などを行い、必要な保健・医療・福祉サービスにつないでおります。

このような中で、若年での妊娠や望まない妊娠、経済困難などの問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる「特定妊婦」に該当する方には、妊娠期から継続的な支援を行うことで、保護者の不安が軽減され、児童虐待の防止や、子どもの健やかな成長につながるものと考えられますので、今後さらに関係機関との連携や協力に努めてまいります。

次に、4問目の「あいあい」、「かじきっず」の活用についてのご質問にお答えいたします。

親子つどいの広場「あいあい」、「かじきっず」につきましては、親子が気軽に集い、相互に交流する場、情報提供の場、また子育て相談の場として、本年7月末までに両施設合わせて1日平均110人の親子が利用されております。また、「あいあい」は、子育てサポートセンターを併設し、育児に関する相談や預かりなどの支援を行っており、本年7月末までの利用実績は、延べ185件であります。

一時預かり事業につきましては、国の実施要件として、保育所等の設備及び人員に関する基準を遵守することとされており、現在、市内4か所の認可保育所では、本年7月末で延べ156人の方が利用されております。

両施設での一時預かり事業の実施につきましては、現状では保育室の面積や人員が基準を満たしていない状況ではありますが、市民の方々からの要望をいただいておりますので、（仮称）イオンタウン始良内に設置予定の子育て関連施設の中で、その実施について協議を進めているところであります。

以上で答弁を終わります。

○1番（峯下 洋君） それでは、2問目に入ってまいりたいと思います。母子手帳の発行についてですが、今始良市ではどこが担当しているのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

母子健康手帳の交付につきましては、健康増進課のほうで担当しております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） その際に記入していただくのが、この票なんですかね。母子保健カードというのがありますが、見せていただいたところにアンケートのところがありまして、それで、「今回の妊娠をしたときの気持ちに一番近いものに丸印をつけてください」、1、とてもうれしかった、2、予想外で驚いたがうれしかった、3、予想外で驚き戸惑った、4、困った、5、特に何とも思わなかった、6、その他。という項目がありまして。

また、その下に「お母さんの気持ちに丸をつけてください」というような感じで、似顔絵、絵が、ピースマークというんですかね、人の顔が書いてありますね。これで、毎日が楽しい、何となく楽しい、どちらでもない、あまり楽しくない、楽しくない、悲しい、つらい、不安がある。

3番目、「家事育児について相談できる人や協力してくれる人がいますか」、1、はい、2、いいえ。

4、「お母さんを含めて家族の体調はよろしいですか」、1、はい、いいえ。という項目になっていますけれども。

ここで私は、ここにお父さん、父親になられる方の気持ちはどうなのかなと思ひまして、そこにお

父さんと申しますか扶養者ですかね。扶養者が書くところがあればいいなど。結局子育てというのは1人じゃできないことでもんね。特に男性が協力しないと、とてもとても育児というのは24時間ということをよく言われますが、父親の場合は8時間から10時間程度というふうに大体決まってるんですけれども、本当に奥さんになられた方はもう24時間体制で夜泣きはするわ、泣くわ、おしっこ、じゃ〜、おっぱいがって泣いています。

それで、私が言いたかったのは、そこでお父さんは一緒にやって頑張るんだというようなところをみせるためにも、こういうのを書くところがあったらいいのかなと、責任が生じるわけですよ。

と申しますのも、私ごとなんですけれども、長男が生まれまして、そのあと2年ぐらいて子を授かったんですね。胎内4か月ごろですかね、母子手帳をいただいた後に流産してしまったんです。うちの家内はすごくショックなんです。ところが、父側である私はもう痛くもかゆくもないというのは語弊があるんですが、その実感さえ湧かないんですよ。妊娠したという、「わ、よかったねえ」とは言うけれども、亡くなりました、流産しました、そのときに母親みたいにつらさというんですかね、残念ならなかったんです。

それは本当に今となっては薄情な男だなどと言われてもしようがないんですけれども、それほど父親というのは、おぎゃあと生まれてこない限りは実感するということがないんですよ。私はつくづくそう思った次第であります。ここにそういった父親の気持ちも書けたらいいなということで提案させていただきました。どうでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、父親となる方のいろいろな気持ちが妊婦さんへのいろいろな心身の影響を与えるということは、私どものほうも承知しているところで。現状としまして、母子健康手帳の交付にみえる方は、妊婦さんお一人でみえる方がほとんどということもありまして、そこに父親の気持ちが推測という形になるかもしれません。限られた時間ですので、私どもとしてはちょっと妊婦さんのほうの気持ちを十分に把握できるように集中していきまして、必要に応じまして父親となる方のお気持ちはどうですか、どんなふうに受けとめていらっしゃるかとという形でお尋ねして、妊婦さんへのいろいろな影響が少なくなるような働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 今母子手帳の発行については増進課のほうでされてるということなんですけれども、ここに大阪市の寝屋川市というのがあるんですけれども、そこで、Q、母子手帳は土曜か日曜に交付できますか。妊娠がわかりましたが、仕事が忙しく母子手帳を取りに行く暇がありません。土曜か日曜でも手続できる場所はありますか。

答え、母子手帳は、「市役所サービス処ねやがわ屋」（寝屋川市駅南口1階）、各市民センターとか4つぐらいあるんですけれども、そういうところで交付しているそうです。開所時間は、毎月第4日曜日の9時から17時30分までということで、詳しいことは市役所の市民課に聞いてくださいということが書いてありましたので。

そういった方が今共稼ぎの方がふえてきてまして、そういう事態も多々あるんじゃないかと思いますが、そういったご意見はなかったでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

現在市のほうでは、始良保健センターのほうで毎週月曜日の午前中、それから火曜日の午後、それから加治木の保健センターで毎週木曜日の午前中、それから蒲生のふれあいセンターのほうで毎月第1と第3の月曜日の午前中というふうに母子健康手帳の交付日を設定しまして、そちらのほうをご案内しておりますけれども、その日だけでは、なかなか皆さんご都合もありますから、ご要望がありましたら、この設定日以外も対応するようにしております。

大体皆さん、母子健康手帳を次の妊婦健診のときに持ってきてくださいねというふうに医療機関のほうから言われてみえますので、今のところは大体月曜日から金曜日の中で取りにいらっしやいまして、日曜日に交付してほしいという要望は今のところこちらのほうには届いておりません。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 万一また、そのような事態が起こったときは、よろしく対応できるような体制を今のうちから考えていただいたほうがいいと思いますので、お願いします。

それで、よくある質問ということえ、妊婦同士が交流できる場はありますかと。先ほど市長の答弁にありましたように、そこが「あいあい」だったりとか「かじきっず」になると思うんですが、お聞きしますが、妊娠したときに体験と申しますか夫婦で育児体験みたいなことをされるところがあるのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

今おっしゃる例えば母親学級ですとか、それから両親学級のことになると思うんですけれども、現在市のほうでは講座としての教室は実施しておりません。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 大阪府の吹田市というところで両親の妊婦教室ですかね、実際子どもさん、ファミリーなんですけれども、そういう体感する、重さも同じぐらいとか、そこでおむつの交換のやり方とか、そういうところしてる自治体もあるみたいなので。ぜひ本当に共同作業でつくったわけですから、子育ても共同作業でやっていただきたいと思います。

それで、市長にお伺いします。先日の新聞に鹿児島県で警察官ですかね。警察官ではじめて育休を申請したということがありますが、当市の職員で育休をとられた方っていらっしやるのでしょうか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

26年度が1人取得がございました。27年度についても1人、期間は違いますけれども申請をしております。

○1番（峯下 洋君） テレビで「エイジハラスメント」ですかね、というドラマをやっているんですが、その中にある優秀な人なんですけれども、結構自分の子どもの育児のために時間給をくれとか1週間休むとかいって、周りからというよりも上司からちょっと外されるわけじゃないけれども、それを結局周りのみんなで支え合ってとりやすいようにしてるというドラマがあるんですが、そういった実際自分なんか勤務してるときに育休なんていうことが、まずあったのかなかったのかわかんないぐ

らい、とる人はいなかったような気がいたします。

最近の若い子たちは、若い男性職員は料理をしたりとか、よく赤ちゃんを前に抱っこしたり、昔は赤ちゃんというのは背中にかかるうもんだと思ってましたが、最近は顔と顔が合うように前に抱っこするようなのがありますね、とってもいいことだと思って。自分なんか考えてみますと、子どもをおんぶして歩いた経験というか、我が家ではしても、町で子どもを抱っこしてとかいう記憶がないんですね、歩くようになって手をつないで歩くことはあったんですが。

最近の若い人たちは、すごく奥様にとってはすばらしい男性群なんだというふうに思いますが、ぜひ市役所でも模範になって、育休をとれるような体制をとっていただいて、本当に気軽に育休で休ませてくださると言えるぐらいのそういう職場づくりというの必要じゃないかと思しますので、ぜひご検討、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 私の孫の、娘たちの様子を見ておりますと、やはり今の若い人は感心だなと思っております。そういうことで、この時代はやはり男女共同参画社会だと言われて久しいわけですが、まさに子育ても同じく男女共同作業として平等であたるべきだろうと思います。

そのためにはやはり職場のバックアップ体制というのが必ず必要でありますので、従来の業務に支障が出るようでは、またこれは困るわけありますので。その辺のことも含めてですけれども、しかしそういう時代でもあるということから、そのような希望するものがあれば、そういう対応ができる、そういう職場づくりというのをやはりしていく必要があるのではないかと考えております。

○1番（峯下 洋君） 先ほど福山次長のほうからもありましたように、そういった気持ちを旦那さんが持ってくると、奥さんはすごくありがたいと言って、それこそ料理も1品ふえるかもしれないし、かねて1本しか飲まないビールも、いいよとお酌をしてくれるかもしれないし、夫婦仲よく、本当に夫婦仲よくちゅうのが一番の原動力と申しますか。男親というのは、子どもの顔を見て仕事に精を出すわけですね。本当に子どもが生きがいと申しますか、本当に子どもの力というのはすごいものがありますよね。子ども中心に夫婦が仲よく暮らしていけたら幸せなんです。

先ほど特定妊婦という項目があったんですが、具体的にどういった方か。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

特定妊婦と言われる方は、妊娠中からいろんな問題を抱えていらっしゃるしまして、出産後のいろんな育児に対しても不安が大きな方ですけれども、その特定妊婦と言われる方の中には、例えば若年の妊婦さんであったり、あるいは望まない妊娠であったり、あるいは経済的な問題を抱えていたり、あるいは多胎、双子ちゃんとか三つ子ちゃんとかそういう複数のお子さんを妊娠して、またなかなか妊娠届け出をすることができなくて、出産後に母子健康手帳をもらうとか、あるいは妊婦健診のご案内もするんですけども、なかなかそういう妊婦健診のほうも受けることなく、母子の体調のほうに不安があったりとか、そういう方々を特定妊婦としまして、私どものほうも早期の把握とそれから支援のほうにつないでいきたいと考えております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 特定妊婦の方だけじゃないかもしれませんが、どうしても望まれない子どもさ

んとか若年、若年というのは何歳をめどに言ってらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） 若年妊婦といえますのは、10代の妊婦さんのことであります。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 10代と申しましても幅が広うございまして、例えば始良市で一番若い10代の方ちゅうのは何歳ぐらいがいらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） すいません、ちょっと10代の一番低いところはいろんな事情もありまして申し上げられませんが、割的などところで申しますと、ここ3年間の中では10代の方、10代も統計の中では大体16歳から19歳をとったりしますけれども、その中では毎年大体1.2%弱、24年が7人、25年が13人、それから26年が11人という形で大体2%程度の妊娠届け出が10代の方であっております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 先ほど妊娠後期とか母子手帳もらわないで、もう産んでしまってからもらえる方もいらっしゃるといことなんですけれども、そういう方々は健診とかは来られるんですかね。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えします。

妊娠届け出で母子健康手帳を交付しましたときに、最大14回まで使用できます妊婦健康診査受診票というのがつきましたつづりを差し上げております。大体月数に応じて定期的に妊婦健診を受けていただくこととなりますが、妊娠届け出がおくれた場合には、前の早い時期の妊婦健診受診票のは使えませんので、妊婦健診に行く回数は少なくなっていくものと考えます。

以上です。

○1番（峯下 洋君） それでめでたく妊娠されましたと。そういう方々に何かお祝いみたいなものがありますか、例えばあげることであるのでしょうか、市として。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

妊娠された方への品物として、例えば何か形あるもの差し上げるということは今していませんが、妊娠された方にとっては、母子健康手帳が一番のプレゼントなのではないかなと考えております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） きょう同僚議員が介護マークみたいなのがあったんですが、あんな感じで「私は妊娠してます」ちゅうのやっつていいのかわかりませんが、本当に例えばバスだったり、電車だったり乗ったときに、そういうのがあると「どうぞ」と譲ってくださる方もふえるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

すいません、母子健康手帳交付のときにマタニティマークというのを差し上げておりますので、今おっしゃったみたいに公共交通機関なんかを使う場合に、そういうマタニティマークを下げただけで、優先席のほうに座っていただけたらということではできると思いますので。

はい、以上です。

○1番（峯下 洋君） あとファミリーサポートというのがあるらしいんですが、それについてちょっと教えてください。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。ファミリーサポート事業についてでございます。

目的としましては、生後3か月から中学生までで、始良市在住または勤務の方に対しまして、育児の援助をしたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織による子育て支援を行う事業でございます。

1時間当たり若干の費用はいただいているんですが、実績で申し上げますと、平成26年度は464件の利用がございました。中身につきましては、幼稚園や保育所、習い事への送迎が一番多いということでございますが、保護者の病気あるいは急用時の援助など一時預かりに該当するものも156件ほどございました。

ちなみに、平成27年度は7月末現在で185件の利用がございました。うち病気や急用時の援助など一時預かりに該当するものが49件というような状況でございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） すいません、順番があっち行ったり、こっち行ったりしますが、例えば受付に来られるときに、手話を同行することができますというのが今度はパンフレットが来てたんですが、例えば外国人とかがおみえになることってあるんでしょうか。始良市在住で言葉が話せないと申しますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 出産に関するということではございませんが転入者におきまして——あ、申しわけない、出生届ですね。関係で市民課に届け出がありますけれども、約26年で19名の方、これは日本人と外国人の方が結婚された方が19人ほど出生届を出されますが、ほとんどの方が日本語については流暢でございますが、中にはしゃべれない方がいらっしゃいます。そういうときには今のスマートフォン、同時通訳というんですかね、そういう機能もありまして、そういうのを利用したり、あるいは職員のほうで、ある程度英語のしゃべれるような職員、中には中国語をしゃべれる職員もおられますけれども、そういうときは助け合って対応しているということでございます。

○1番（峯下 洋君） ということは、始良市においては、その外国人がおみえになっても全然困らないということで、すばらしい体制だと思います。

それで、こんにちは赤ちゃん事業があるというのを伺ったんですが、どういうことなんですか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） こんにちは赤ちゃん事業につきましては、生後4か

月未満のお子さんのいる家庭を母子保健推進員や保健師等が訪問しまして、母子の健康状態を確認したり、また育児環境を確認しまして、母子に関するいろんな情報を差し上げたり、もし何かお困りごととかお尋ねがあった場合には、それぞれ専門のところにつなぐという、そういう役割を持って対応することで、先々子どもの虐待等の防止に努めていくということで実施しているものであります。

現在市のほうでのこんにちには赤ちゃん事業につきましては、健康増進課のほうで対応しておりますが、毎年大体95%以上の訪問率がありまして、その訪問ができなかった家庭につきましては、もう2人目です、3人目ですということでお断りがありまして、その場合にはもう3か月児健診等で確認をさせていただくことにしております。

以上です。

○1番(峯下 洋君) ということは、最初の第1子と申しますか、それについては皆さんされているということですよ。こんにちには赤ちゃん事業をされているということで理解してよろしいですね。4か月からですかね、されるというのを聞いたんですが、子育てにちょっと疲れるというか、本当に苦労されて。そのころが一番何か多いらしいですね、鬱になったりとかちょっとへこんじゃうとか、そういうことでそういう機関でやってらっしゃるというのを聞いたんですよ。

そういう事業をやっぱり活用されて、本当に外部の方に話を聞いてもらうだけでも全然奥さんの気持ちも和らいだりとか、本当に旦那さんに相談できないことも同じ女性同士だったら愚痴も言えたりするんでしょうから。そういうことで、本当に子どもというのは宝なんですよ。今少子高齢化ということで、赤ちゃんが少なくなってます。

きのうちょっとテレビ見てましたら、40歳を過ぎて男の方でも女の方でもですけども、子どもさんができる確率は0.9%ということらしいんです。だから、なるべく早く結婚していただかないと、それはデータ上の問題なんで例外というのはあるんでしょうが。

だから、先般同僚議員が婚学、婚活の前に婚学、結婚のことを学んだということも話もされてましたが、本当に結構結婚されない方もいっぱいいらっしゃるみたい。あとは、結婚されてもなかなか子宝に恵まれないということがありまして、そういった不妊の方に対しての何か事業があるんですよ。お聞きします。

○保健福祉部次長兼健康増進課長(福山恵子君) お答えいたします。

市のほうでは、不妊治療にかかる費用の一部を助成しております。これは体外受精ですとか顕微授精などにかかる費用、ほとんど保険がきかない部分がありますけれども、そういうものにつきまして鹿児島県の助成を受けられた後、残りの費用のところでも市が、1年間に10万円を上限に5年間までということで助成をするものです。

以上です。

○1番(峯下 洋君) その事業を活用された方って、大体何件ぐらいあるんでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長(福山恵子君) お答えいたします。

最近3年間の数字を見ますと、平成24年度が実人で申しますと52人、25年度が64人、26年度が64人の合計180人です。その中で母子健康手帳交付した方が180人中81人ということで、妊娠率につき

ましては大体約45%となっております。

以上です。

○1番(峯下 洋君) とてもいいですね。やはりそうやって何か、本当に子どもさんができない方はもう大変みたいですね、私の周りにもいらっしゃるんですけども。本当に親になってはじめて親の苦労というのがわかると私は思っていて、本当に親になるということは大変だし、親のありがたさが重々わかる。孫ができて、孫はあんまり苦労しないんですが、実際自分の子のときはじめて、特にどうやってやればいいのか、2人ともわからないわけですから。本当に経験のある方にサポートしていただければ安心して、本当に住みやすい始良市ができるんじゃないかと思っています。

それで、先般同僚議員が、家庭倫理の会始良市ということをおっしゃってたんですが、議員の中にも数名そこに加入して、加入というか入ってらっしゃる方がいらっしゃるんですが、本当にすばらしい会だと思っていて、例えば無痛分娩の書とか本も出されたりとかされてます。結局、教育長にもちょっと話が振られたんですが、朝5時から6時とか早朝やっています。これは年中無給なんで土日もありますから、ぜひ一度は休みのときは行かれたらどうかと思います。

私自身ももう、そこに入らしてもらったのが昭和53年なんですけれども、ただ名ばかりで出ることはなかったんですが、仕事を退職したからちょっと暇ができましたんで行ったりしています。

とりあえず、朝起きというのは、あと5分、あと5分で、なかなかベッドから出られないと。これがわがままの始まりだということで、それを是正するために早起きをするんだということです。

インターネットにいろんな情報が入っているわけですけども、インターネットされない方もいらっしゃるんですけども、紙ベースでそういったインターネットに載ってるような広報活動というのはどのようにされているのでしょうか。

○保健福祉部次長兼健康増進課長(福山恵子君) お答えいたします。

妊娠・出産に関するところで、まず子育ての部分につきましては、始良市のほうで作成しています「子育て便利帳」というのがありまして、こちらのほうに主に今のところは子どもさんが産まれた後のいろんな情報が多いんですけども、今後は妊娠期からのいろんな情報もあわせて記載することで、妊娠中の方からこういう便利帳のほうをお渡ししていけたらいいのではないかというふうに、今現在協議をしているところであります。

あと、いろんな情報につきましては、それぞれ専門のところから届きます配布資料などもございますので、そういうのも合わせまして、今一番私どもが接する機会が、まず一番最初の妊娠届け出のときですけども、お渡し資料の中にはたくさんいろんな専門の資料のほうもお渡しするようにしております。

また、いろいろ窓口等にも、それぞれの工夫された資料等もありますので、またごらんいただけたらと思います。

以上です。

○1番(峯下 洋君) 妊娠・出産包括支援モデルというのが何か厚生省かな、つくって、インターネットのほうに29件ほど出てたんですね。始良市もあるのかなと思ったら、始良市はまだこの事業にのってなかったんですが、近くでは宮崎市というのがそれにのってたんで、こういったことはもう多

分に見られてご存じだと思うんですが、ぜひこういった成功例みたいなやつを始良市からでも発信できるようなシステムができればいいなと思っております。

ここに発見から援助までの流れというのがあるんですが、多分これは幼児虐待といいますか、ことじゃないかなと思うんですが、こういった万一虐待されてるとか、育児放棄があるとか、そういった情報というのはどこからか入ってくるものでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

虐待の通報、情報収集ということであるかと思えます。本市におきましては、通報の中身としましては母親であったり親戚あるいは保育園等からの通知というのを受けている状況でございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） それの例えば件数とかって、おわかりになっているんですかね。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

虐待につきましては、本市がやっております家庭児童相談事業によりまして、子どもに関する各班の問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行う事業として実施しているところでございます。

26年度の実績で申し上げますと、相談件数が32件、うち虐待認定件数としましては11件でございます。このうち児相、児童相談所の送付件数が3件ということになっております。大体各年度相談件数が30件から40件、虐待の認知件数が5件から15件、うち児相に送付しましたのが大体3件から7件という状況でございます。

ちなみに、今年度27年度につきましては、8月末現在で相談件数が44件、虐待認定件数が8件という形で若干数字としては伸びているような状況でございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） ちょっとふえてるということですね。これは原因は何か、特定できているのでしょうか。どういうところに原因があるのか、おわかりでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） 特にふえた要因というのは押さえてないんですが、こういう相談の場なりが周知されてきた結果ではないのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 例えば、妊娠されましたと。スマホとか持ってらっしゃるところはいいんですけども、パソコン、なかなかここまで来るのは大変だからと言って、パソコンを貸し出しとかリースで、そういったことは市長考えられませんかでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

すいません。今のところ、若い人皆さん携帯ないしはスマホを持ってらっしゃいます。それから支所においてもインターネットが見れるような体制をとっておりますので、そういう形で対応をしてい

きたいと考えております。

以上でございます。

○1番(峯下 洋君) 本当にスマホですごいですね。私も持ってはいたんですが、なかなか使うことはなくて、電話とメールぐらいだったんですが。ただ、残念ながら目が乏しいものですから、これがないとだめで、幾ら大きくしても、大きくなり過ぎるとはみ出てしまって、何が書いてあるかわけがわからんと。やっぱりパソコンのほうがすぐ便利はいいなと思うんですが。本当に今インターネットはすごくて、どこでもかしこでも見れますもんね。

本当に今回はじめてこういう子育ての件を調べさせていただいたんですけども、皆さん本当に頑張っているなというのを痛切に感じました。本当に子どもさんを育てるということは大変だし、それを役でお仕事されてる方は本当に大変だなという気がしております。少しでも、いい子に育つように。

今コミュニティ協議会というのが立ち上がってますよね。今17立ち上がってますけれども、そういった中に先ほどありましたファミリーサポートとか、SSVCちゅうのもありますよね、スクールの。ああいった形で地域にいらっしゃる方を活用して、お互いが地域全体で子どもたちを育てたりとか、老人と申しますか認知症の方を支えていくとか、本当に町ぐるみ、市ぐるみでやっていけば、安心して年を重ねていけると思いますし。

きのうの話もありましたが、高校まで大学まで定期券、無料できないかとかいう話もありましたし、本当に今議員も一生懸命いろいろ知恵を絞りながら頑張ってますので、それを傍聴に多くの方に来ていただいて、肌で感じていただければうれしいなと思います。

多少時間がありますが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(湯之原一郎君) これで、峯下洋議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時10分から開きます。

(午前11時53分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分開議)

○議長(湯之原一郎君) 一般質問を続けます。

11番、小山田邦弘議員の発言を許します。

○11番(小山田邦弘君) 登壇

皆さん、こんにちは。議席番号11番、小山田でございます。よろしくお願いたします。若干お疲れのようですが、皆さん、夏はいかがだったでしょうか。私は48になりますけれども、ことしの夏ほど平和とか、それから安全保障、終戦といったような言葉を聞いた年はなかったかのように思います。それほど節目として大きな年、それから、このあたりでは冷夏でしたけれども、国会、それから国会の周辺ではホットな展開があった年なのかなというふうに思います。

あまりにもその言葉を耳にするものですから調べてみました。例えば「終戦」という言葉を引いて

おりますと、ある記事というか書き込みに出会いまして、我々日本人は「終戦」という言葉を聞きますと、さきの大戦から後のことをイメージします。そして、「終戦の日」というと、8月15日をイメージするわけですが、これがアメリカで調べてみると、「終戦」という言葉はないそうなんです。終戦記念日というのもなく、9月上旬のほうですか勝戦記念日というふうになっているということらしいんです。

こういうふうには、「終戦」とか「平和」とかいうような言葉は多分、お互いに同じ言葉を使っているながらイメージするものは違うのかなど。そういう違いがある国を、これから私たちの国の自衛のパートナーとするというのは、いま一度お互いのことを知ってみるということも必要だったのかなというふうに思いました。

私も、ここに立つようになりましてからもう3年がたちますけれども、この間ここで申し上げてきたことがどうなったのかなというのを反芻する意味で、そしてまた今回決算の定例会でもございますので、一度私の総括をしてみたいなと思い、2点をテーマとして掲げました。

それでは、質問事項1、動物愛護について。

1、平成23年以降の本市における動物の捕獲、引き取り、返還、譲渡、そして殺処分状況と推移を示せ。

要旨2、平成25年3月議会での答弁で、鹿児島県動物愛護センター設立以降、同施設との連携を図りたいとしていたが、具体的にどのような連携が図られたのか。

要旨3、平成26年8月15日発行の広報あいらでは、動物愛護をテーマとして大きく取り上げた。その時の反響は大きかったように思うが、市民の反応をどのように捉え、今後の政策や広報活動にどのように生かしていこうと考えているのか。

質問事項2、人口ビジョンについて。

要旨1、平成26年9月議会一般質問で人口ビジョンとそのロードマップの必要性を説き、市長も前向きな反応を示しておられました。その後、国の動きもあって、本市も人口ビジョン策定に動いているが、現在の進捗状況を示せ。

要旨2、同一般質問において、市長は移住定住につながるような堅実な施策を展開すること、中山間地域については自らの政治理念が「ふるさとをなくさない」ことだとし、中山間の暮らしを未来の新しい暮らし方として提案していくとしていたが、その後どのようなことが検討され、提案がなされたのかを示せ。

以降は、一般質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

小山田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の動物愛護についての1点目のご質問にお答えいたします。

動物の捕獲等につきましては、始良保健所を通じて行っておりますが、動物愛護思想の普及啓発から設立された鹿児島県動物愛護センターが、平成25年にオープンして以来、犬猫の保護数にも影響を与えているようであります。保健所からセンターに移送される犬猫は、新しい飼い主への譲渡を目的としたものでありますが、移送数、譲渡件数ともにふえているとのことでもあります。また、センターのオープン後は、保健所管内での犬の殺処分数も減ってきているとのことでもあります。

その内訳としまして、犬の保護数について、平成24年度は172頭であったものが、26年度では133

頭、犬猫の引取りは393件から312件、犬猫の返還は66件から61件、犬猫の譲渡は31件から75件、犬の殺処分数は172頭から62頭へと推移しております。

保健所管内では、平成24年度から26年度における犬猫の保護、引き取り数は120件減っており、本市においても、これに比例し、殺処分数も減っているものと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

県動物愛護センターでは、犬・猫の譲渡、適正飼養や動物愛護思想の普及啓発などを主な事業としておりますが、その設立により譲渡の機会もふえ、以前と比較し、譲渡件数もふえてきております。

市におきましては、センターが開催する飼養希望者への犬猫の譲渡会の案内など、各種事業の普及、広報を連携して行っております。同センターの譲渡会では、動物愛護の講習も受講が必須となることから、飼い主としての責任を自覚していただくことで、適正飼養啓発につながるものと考えております。

犬猫に関する苦情や相談は多く、ほとんどが飼い主のモラルやマナーの欠如が原因と考えられますが、センターでは相談対応時に、しつけ方教室の開催案内も行っており、飼い方やしつけなどがわからない飼い主に対しての具体的な助言のほか、適正飼養の普及啓発として有効な手立てとなっております。

なお、10月25日には本市において、県主催の「かごしま動物愛護のつどい2015」が開催されることとなっております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

昨年8月15日発行の広報紙において「最後まで、責任とって」と題し、野良猫問題を中心に、動物愛護に関する記事を掲載したところ、市民からの反響は大きく、「野良猫に餌えさを与えないことは動物愛護に反している」とか、「餌やりによって、ふんや子猫の繁殖で困っている」など、さまざまな立場での意見をいただきました。

市におきましては、動物愛護に関する問題について、飼い主一人ひとりのモラルやマナーにあると考え、広報紙などによる啓発、動物愛護センターや保健所との連携による、動物愛護教育の促進に今後も取り組んでまいります。

次に、2問目の人口ビジョンについての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の人口ビジョンにつきましては、現在、市まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに策定しているところであります。

進捗状況につきましては、本年8月26日に市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議を、また外部委員で構成する推進会議を開催したところであります。国立社会保障・人口問題研究所が示した、本市に関する直近の5年間データでは人口が減少するようになっておりますが、本市の住民基本台帳人口は増加しております。

推進会議におきましては、本市の人口ビジョンについて、これまでの自然動態や社会動態による人口推移の現況分析等により、国とは異なる、本市独自の将来人口の推計シミュレーションを行っているところであります。

市議会に特別委員会が置かれていることから、今後は、人口ビジョンとあわせ、ロードマップにあたる、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、適宜報告を行いながら、来年1月末をめどに策定する予定であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

人口減少問題は、日本全国の多くの自治体が抱える共通の課題であり、その対策と対応を既に多くの自治体が実施し、首都圏からの移住者がふえつつある事例も見受けられます。

県におきましても、移住交流促進に力を注いでおり、本年5月から、東京有楽町の東京交通会館内にあるふるさと回帰支援センターに県専属の移住・交流相談員を配置し、首都圏から鹿児島への移住を希望する方への相談対応や各自治体の紹介などを行っております。

また、首都圏でこれまで年3回程度実施していた「かごしま移住・交流セミナー」を10回にふやすなど、本県への移住・交流を促進する事業を展開しております。

相談員によりますと、地方への移住に関心が高まっており、相談者はリタイアした層と子育て世代が中心とのことであります。その方々が、まず移住先として検討される自治体は、多くの情報発信を行っている自治体であること、仕事や教育、医療など生活環境に関すること、地域社会に関すること、などが移住を検討する材料になっているとのことであります。

市といたしましては、これらの県の事業を活用するとともに、移住希望者の検討材料となる生活に関する情報発信に力を注ぎ、さらに理想と現実のギャップを埋めてもらうための体験や移住者への直接的な支援策なども検討しているところであります。

また、移住者に地域の自然や伝統・文化を伝承し、将来を託すという地域社会全体の意識改革も必要であり、そのための研修会や先輩移住者の体験談などを行っていただくための講座を各地域で開催したいと考えております。

本市は、首都圏から地理的には遠いものの、公共交通の発達により時間的には近く、また、ネット社会の発展により、日本全国どこでも同じ情報が得られるようになった今、首都圏から遠くて近い「自然豊かないなか暮らし」をテーマに、今後、移住定住の促進に向けたあらゆる施策等を検討し、取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○11番（小山田邦弘君） それでは、再質問に移ってまいります。

まず、人口ビジョンについてなんですけれども、ちょっと私の勇み足で明日中間報告会があるということでしたので、これにつきましては、この場ではちょっと軽く押さえていこうかなと思いますので。まず、ちょっと順番前後してしまいますが人口ビジョンから質問させていただきます。

これによりますと、現在推進会議で本市の人口ビジョンについて、これまでの自然動態や社会動態による人口推移の現状分析等により、将来人口の推計シミュレーションを行っているところでありますというふうにあるわけなんですけれども、内部告発ではございませんが、私が聞いたところによりますと、推進会議発言、参加者の発言が少ない、お1人だったというふうに伺っておりますが、そういうことでいいのかなと。そういうとこで上がってきたものが、議会のほうに出てくるわけですね。市民の声を聞きましたというふうになるわけですが、実態がそういうことであると、果たしてそれは市民の声なのというふうな疑問を持ってしまいます。

確かこの会議、市長が議長をお務めだったかと思うんですけれども、できればもっと会議の場が活性化するような運営の仕方等考えていただきたいんですけれども、何か今後の展開で考えてらっしゃることはあるでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

今議員が申されたように、確かに推進会議の中での発言は少のうございました。1名と言われましたけど、3名の方が発言していただいたと思うんですが、今回は一応お示しした中で貴重な意見も少ない意見の中であつたんですけれども、次回につきましては、示された案についてのそれに対する意見もしくは各委員の方々もまたそれなりの、代表として来ていただいているわけですけれども、またそういうことで多くの意見がいただけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○11番（小山田邦弘君） 活発な議論を期待したいと思います。

それから、2点目のところで、市としては、今後移住定住に関しては県の事業を活用し、情報発信に力を注いでいきますということなんですけれども、本当これを頑張っていたきたいなというのがございます。

私が所属しておりますNPO法人でカモコレなんかをやっておりますけれども、その中でも例えば移住希望者のモニターツアーみたいなものやってみたらどうかとかいうような案もあつたりして、ぜひまた市とも一緒になって頑張っていきたいなというふうに思っております。

例えば、蒲生地区で申しますとカモコレなんかで、実際に移住した方がいらっしゃるわけですね。もう何年かたってしまつて、移住してみただけでもという方もやっぱり中には出てきていらっしゃるわけですね。その人たちをせっかく来ていただいた人たちをどうなじんでいってもらえるかというのは、今後大きな課題だなというふうに我々も実感をしているわけです。

そういった意味では、この中では移住者への直接的な支援策というように書いてありますけれども、何か移住されて間もない方へのケアとかというので、具体的に何かお考えのことはあるんでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

移住してきていただいた方に、ここではちょっとそういった形で答弁があるんですけれども、まず、移住していただくにも、来てくださいと言ってもなかなか、その方も言われたようになじむかどうかというのも相当不安があられると思いますので、そういったお試的な取り組み、もしくはまた移住された方々の地域における、ちっちゃい地域じゃなくて例えば始良市全体の中でそういった方々への情報交換というか、そういった方々ができるような場を持てたらというふうに思っております。

○11番（小山田邦弘君） 実際本当二、三年住んでみると大変なことというのがいろいろわかってこられるんだろうなと思います。私どもも一生懸命ケアをしていこうというふうに思っているわけなんですけど、移住者の方を見ているとおもしろいのは、1人移住されて、その人の話を聞いてまた誰かが来るというようなことが結構見られるんですね。そうすると、地域の中に移住者のコミュニティーみたいなものができてきているように思います。

だから、そういった意味ではそのコミュニティーを、もともとあるコミュニティーがどう受け入れてあげるかとかいうのはすごく大きな問題になってくるだろうなというふうに思いますので、例えば始良地区とかだったらまだ大きいあれなんで、蒲生地区でいうとそういうコミュニティー、非常に目立ち過ぎてつらいだろうなというところもあるんですね。そういうコミュニティーの施策なんかも考えていただけたらというふうに思います。

それでは、時間もまだたっぷりございますけれども、あとは動物愛護に移ってみたいかと思います。

が、本来私と、さしで向かっていただけるはずの次長がちょっと体調を崩されてということなんです。ぜひオール始良の皆様で考えていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ちょっとモニターを切りかえていただいてよろしいでしょうか。

では、動物愛護について確認をまずとらせていただきます。これは最初にちょっと表を出しましたけれども、前回の私が一般質問で出したときに、市長答弁の中で出てきた、始良市から保健所に行って殺処分された頭数なんですけれども、今回出てきた数字では、これは保健所の数字ですね。始良市から届けられた動物たちということではないという認識でよろしいでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えします。

始良保健所管内の数字ということでご理解いただけるかと思います。

○11番（小山田邦弘君） あ、すいません、もう一度、じゃモニターお願いします。

この答弁書を読むと、恐らく始良市内でも減ってはきているだろうと。前回のときは横ばいだという話だったんですが、恐らく減ってきているんだろうと。こうですね、減ってきているんだろうと。猫も徐々に減ってきているんだろうというふうな形だったと思うんですが、今後の推移も含めて、どのようにお考えでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

答弁の時点では、保健所に問い合わせまして、なかなか保健所管内の数字しかわからないということで、時間をくださいということでございました。最近になりまして数字が、平成26年度ですけれども出ておりますので申し上げたいと思います。まず、犬の殺処分でございますが、平成26年度が23頭、先ほどのグラフの表に追加してもらえばいいんですが。それから猫の殺処分、これが平成26年度で50匹という数字をいただいております。

今後の推移なんですけれども、数字を分析をしてみますと、捕獲、それから引き取り、これについては全体的に減っております。これは始良市のみならず保健所管内、それから県、それから全国的にも捕獲、引き取りは減っております。それとあわせて、返還の数、これも減っております。ただ逆に、譲渡の件数、これについては始良市におきましては、霧島市に動物愛護センターができたということもあるんでしょうけれども、これも全国的に譲渡数はふえております。

殺処分についても、始良市全国的に犬、猫とも——あ、猫については、若干横ばいなんですけれども、犬については大幅に減ってるという状況でございます。

○11番（小山田邦弘君） ちょっと汚い字ですけど、23と50というふうに落ちてきたという、すごい急激に落ちてるような気がするわけですけども、直接的な原因、理由は何だというふうにご認識でしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） やはり一番大きいのは、動物愛護センターができて、いわゆる今まで牧ノ原の畜犬センターに行った犬、猫は、譲渡がない限り全て殺処分にされた。それが動物愛護センターが設立されますと、そのうち譲渡に適した犬、猫について、特に若い犬、それからどちらかと

いうと小型のもの、それから衛生管理上非常に程度の高いもの、そういう犬、猫は、動物愛護センターのほうに移送されまして、そこで譲渡制度の中で譲渡されます。

ただ、譲渡会をするんですけれども、なかなか引き取り手がいない犬、猫もおりますが、それについては動物愛護センターでは殺処分の設備がございまして、その中でいろんな動物のふれあい教室とか、そういうものと人と触れ合うということで殺処分が減ったと。

それとあと、もう一つは、動物愛護に関しての市民の意識、やはり法律的な改正もあったこともあるんでしょうけれども、やはり動物愛護に関する市民の意識が高まったというのも、一つの大きな減った理由ではないかというふうに思います。

○11番（小山田邦弘君） 私もそのようなことが理由かなと思います。本当一番大きいのは、鹿児島県の動物愛護センターができたということ。これは非常に大きかったろうと思います。連携をとってくださいというふうに前回のときにお話をして、今回見てみると、いろんな情報発信なんかで連携ということだったんですが。

私、ここができてから3回ほど、この施設尋ねているんですが、残念ながら始良市役所の方々が来て、「何か一緒にやりましょうと言われたことがない」と言われると、3回行ってもですね。ぜひ一緒に、例えば子どもたちを連れていくような会とかでもいいですし、何かそんな会をつくっていただけたらいいなと、さらにいいなというふうに思っております。

それと、市民の意識が変わったという意味では、本当啓発活動がいろんなところで出ているわけですが、本当市報であるような形で取り上げていただいたというのは、私個人的にも非常にうれしく思いました。反響もかなり大きなものがございまして、今後ますますこういう活動を続けていただきたいなというふうに思います。

ただ、これはもっともっと続けていかなくちや、減らしていかなきゃいけないところだろうと思いますが、特に猫だろうと思いますけれども。先日の同僚議員の野良猫の問題で、避妊手術の支援というのはちょっと難しいというようなお声があったわけですが。もし、そういう直接的な支援ができなくなれば、やはり啓発活動が中心になるのかなというふうに思うわけです。そうするとどうすればいいかという、猫をもっとかわいいとか、最後まで飼わなきゃいけない存在だというふうに改めて認識してもらふ必要があると。要は猫のポジションを上げていく必要があるんだろうというふうに思います。

それで言うと、非常によくまとめていただいたんですが、この猫、この猫取り上げたというのはすごいなというふうに改めて思ったところなんですが、このチャトラ猫、市長、このチャトラ猫、何猫というふうにお呼びになりますか。（笑声）

○市長（笹山義弘君） よくわかりません。

○11番（小山田邦弘君） すいません、実はこのチャトラの猫、一般的には茶トラというんですけれども、鹿児島ではよく黄色と白のやつ「ヤス猫」というふうに言いますね。年配の方はよく言うんですけど、ここから先はもしかしたら法元議員のほうがお詳しいんですけども、実はそれ言うようになったのは、市長の敬愛する義弘公なんですね。義弘公が朝鮮に渡られたときに、猫を7匹連れて渡っております。そのうちの2匹が生きたままで帰ってきております。そのうちの1匹がこういうヤス

猫だったそうなんです。

なぜそれをヤス猫というようになったかと言いますと、朝鮮の役の中で義弘公の次男の（「久保」と呼ぶ者あり）ですね。久保さんが亡くなられているんですが、その方がかわいがっていたんで、義弘公は「ヤス、ヤス」というふうにこの猫を呼んでいたと。以降鹿児島ではこの猫をヤス猫というようになったと言われております。

その猫を忍んで、ずっと本当に愛されていたんで神社までつくられたということ、その猫神社、日本で唯一神社で祭られているのが仙巖園にある猫神社でございます。それぐらい義弘公は、くも合戦もありますけれども、非常に動物愛護の精神があった方じゃないかなというふうに私は思ったりもいたします。

もしかしたら、そういう史実にのっかれば、くすみに続く猫のキャラクターがいてもいいのかなと思いますね。猫フェスみたいなのがあってもいいのかなと。そういうところで、もし何がしかの資金が得られたら、基金をつくってみて、それを避妊手術に充てるとかというようなことも考えられるかと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 猫の繁殖を抑えるとする、避妊手術をしないといけないということですが、経費がかかるという、その捻出方法をどうするかということですが、NPOを中心に今活動されておられますが、その動物愛護という全体の観点からすると、そのような中で活動いただくということとはできるかもしれませんが、人によっては猫が苦手な人もいますね。そういう人たちになかなか声かけにくいということもありますので、その辺はどのような手だてがあるかというのは研究する必要があると思います。

○11番（小山田邦弘君） 確かにおっしゃるように、猫は嫌いで犬はいいという方もいらっしゃるかもしれない。じゃ、続けてちょっと犬を出したいと思います。

このわんちゃん、実は昨年、蒲生で行われております大楠どんと秋まつりの会場で保護された犬でございます。会場内で声かけましても飼い主さんはあられわずで、2日間ほど蒲生総合支所で預かっていたら、その後始良保健所に行きました。そこから先は多分先ほど仮屋部長がご説明されたような日程でいくんですが、実は、このときにすごい本部スタッフが慌てまして、保健所に行ったらすぐ殺処分なんじゃないかというふうに思う、恐らく一般の市民の方も、ほとんどがそうだったろうと思います。

ところが違ったんです。日程的に言うと、大体預けられて1週間は待つそうです、保健所の中で。なければ、その後は譲渡会に出してもいい犬かどうなのかというのを検査をすると。それからまた数日置いて、愛護センターのほうに行くというような段取りをとるわけですけども。

この犬、結果的にどうなったかと言いますと、5日目に飼い主さんが始良保健所のほうに迎えに行ってくれたと。これがどうしてできたかということなんですけれども、私がフェイスブックでこの犬を上げて出しました。そうすると、いろんな人がばあっと寄ってきて見てくれました、広がっていききました。一晩置いてみて一番多かった情報が、「この犬、くすくす館で見ました」というのが一番多かったんです。

それで、くすくす館に相談をして、どうも店員さんたちも見てるとかというような話になって、店長さん気をきかしてくださって、探しているという写真をお店に張り出してくれました。それから近所

の家具屋さんもそうですし、郵便局でもそういうような対応をしていただきました。そうしましたら、ちょうど5日目にお買い物に飼い主さんが来られて、「あ、うちの犬だ」というんで、すぐに迎えに行き、事なきを得たと。薩摩川内の方でした。こういうことがあるわけなんです。

多分迷い犬とかというのは、多くの場合総合支所に預けられたりとかということがケースとして多いように思うんです。そうなれば、こういう迷い犬がいますよというのを、支所あるいは市役所から発信をするというような、せめてそういう情報のネットワークとかがあるといいんだろうなというふうに思うんですが、そういう情報の発信機能というのを市のほうでは持てないものでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、迷い犬の場合、当然予防接種法に基づいて注射をすれば、登録の鑑札、注射済票が首輪のところに付ける義務があるわけなんですけれど、そういう犬については問い合わせがあると我々の台帳で所有者がすぐにわかるということで問題ないんですけれども、それ以外の今議員がおっしゃった、そういう情報のない犬については非常にそのまま保健所に行って、何週間かたつてという形になるわけなんですけれども。今議員のおっしゃるフェイスブックとか、そういう情報通信網を利用してでの広報というのは非常に有効な手段だというふうに思いますので、またいろいろ先進地も見ながら研究させていただきたいというふうに思います。

○11番（小山田邦弘君） ちょっと現場ちっくなお話が続いてしまっているわけなんですけれども、そろそろ政策論のほうに振り返っていきたいなと思いますので、ちょっとこのマトリクスをごらんいただきたいと思います。

縦に流れているのが、国や県から流れている法令とかあるいは指示みたいなものだというふうにお考えください。それで、横軸にありますのが地域で、その地域の事情だと考えてください。これは私の考え方です。

例えば法令、例えば動物愛護みたいなものがあるって、国から流れてくると。地域の事情として、ああ、それはいいねと思ったところに赤い点で来る、これが施策だと思っています。何でもかんでも法令に対して施策が出ていくんじゃなくて、地域の事情にあわせて施策を打っているというのが、私は地方の行政じゃないかなというふうに思っています。これは私の考え方です。だから、違う場合は違うということで、またお話いただいてもいいんですが。

この私の考え方によってみると、例えば始良市の施策というのは、全て何がしかの法令あるいは指示、ガイドラインといったものにのっとり、かなったりしているものということになるわけなんですけれども、現在の始良市の施策というのは、こういう形になっているんでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、法律的には、動物の愛護及び管理に関する法律、これが全ての動物愛護に関する法律で定められているわけなんですけれども、県の段階になりますと、動物愛護推進に関する計画書、これが県のレベルでございます。

市においては、総合計画の中で動物愛護という具体的な視点での施策はないんですけれども、動物ではなくて環境、道徳といいますか、そういう面での施策が総合計画にのっております。具体的には、犬、猫のふんをみだりに放置をしないとか、えさをやらないとか、そういう施策は計画の中にはのっておりますけれども、条例としては環境美化条例の中に、「みだりに犬ふんを放置してはならない」というのが議会の議決によって定められた条例がございます。その中には勧告とか命令とか従わない

場合は罰則、そういうものが規定をしているのが始良市の状況でございます。

○11番（小山田邦弘君）　じゃ、モニター戻していただいて結構でございます。

それでは、ちょっと本論に入ってみようかなというふうに思います。何がしかの国からのもの影響を受けながら施策を組んでいくんだろうとは思いますが。先日の土曜日、9月5日の南日本新聞にも出ておりましたけれども、単純にお聞きします。始良市の避難所は動物のペットの同行避難は可能でしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君）　お答えいたします。

現時点では、始良市の指定避難所へ動物の避難については今のところ計画してないところであり、今後検討してはあります。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君）　私、鹿児島市にも聞いてみましたが、同じ答えでございました。桜島も同じようだったですね。夏、本当これだけ長雨、大雨、それから大きな噴火、爆発で台風があつて避難するときに動物どうするんだみたいな、全国ニュースでも流れたわけですけども、あの鹿児島市でもまだ対応していないと。ただ、国はきちんとガイドラインを示しております。ただ、本当に始良市はできませんか。

○危機管理監（堀之内 勝君）　お答えいたします。

現避難所において動物等入れるケース等もございませんので、今後その件については検討してまいりたいと思います。

○11番（小山田邦弘君）　モニターを切りかえてください、お願いします。今回出しましたのは、これはちょっと小さいですね。（「見えない」と呼ぶ者あり）見えないですね。これでも変わらないかな、ちょっと——切りかわりましたね。

これは始良市の避難所運営マニュアルというものに掲載をされている項目です。これを見ると、ペットの同行は可能であろうと思いますが、ここに書いてあるものがあるのに、なぜ連れていけないのでしょうか、その理由をご説明ください。

○危機管理監（堀之内 勝君）　今おっしゃいましたけども、現時点で人的避難を考えておりまして、ペットについては計画しておりませんでしたので、今後検討してまいります。

○11番（小山田邦弘君）　市長にお伺いします。

現時点で考えていらっしやなかったという、人命優先だということですよ、だと思います。市長、この運営マニュアル、平成22年5月にできているんです。始良市5年間、5年間と言いながら、放っておかれたと思われても仕方がない。私これ見たときには、始良市はできるんだというふうに、きょうここで言おうかと思ったんですよ。どうして5年間おくれてしまったんでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

ペット避難につきましては、私どもが認識不足だったと思っております。

○11番（小山田邦弘君） それでは、重ねてお聞きします。先日、原発の避難計画の中で、全市民対応のものではなくて、UPZに関しては避難計画をとということでしたけれども、実はこの問題、原発に関する避難でもペットの同行避難が原則というふうに国はしております。

調べてみました。始良市の原発に関する避難計画、ペットの同行避難掲載されておりません。国の指示、県の指示を待ちながらつくられるはずの避難計画の中で漏れがあったのではないかと思うんですが、避難計画自体をどのように評価されますか。

○市長（笹山義弘君） 避難が長期に及ぶ等々のことになると、メンタル面で非常に避難者は、いろんな苦痛、そしていろんな障がいが出てくる。そういう際に確かにペットとすると癒やされるといいますか、そういうことは確かにあるということでもあります。国がそういう方向性を出したとしても、現場においては実行性のあるといいますか、避難計画がまず人命尊重で、実行性のあるものにしないとイケないとしたときに、逆に長期に及んだ場合に、その飼い主はいいですけども、周りの方にもどうい影響が及ぼすかということも考えないとイケないと。

全体の奉仕者という立場からしますと、全体に公平・公正化という施策を打たなければならないということでもあります。したがって、その施策を進めるためには、その環境を整えないとイケないということですので、そのためにはその環境がそしたら整っているかと言うと、かなり厳しいものがあるというふうに思います。

したがって、その施策を進めるという時点では、その環境整備をしっかり考えてセットで、やはり考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○11番（小山田邦弘君） 市長がおっしゃるとおりだと思います。なので、このガイドライン、実は環境省が示しているものでございまして、いろんなところが、やんなきゃイケないことというのが書いてあって、モニターお願いします。

この中にも、市として市町村がやるべきことというのも掲載をされております。平常時から、実際に避難をしたときから、やらなくてはならないことというものが、もう既に書かれております。ぜひともこれを私どもの避難所の中に取り込んでいただきたいというふうに思います。いつあるかわからないわけですね。

私が、この問題に気づいたのは、実は今回の夏じゃないんです。ことしの春に3・11で私どもイベントをしまして、そのときに、3・11であのとき動物がどう扱われたのかということを東京に講師を呼びまして、そこで勉強しました。そのときに東北の話を知りました、大変な問題です。

例えば先ほどのUPZの問題ですけども、UPZ、あそこ人数が少ないからとかということだけじゃないですね。あの先に鶏飼ってらっしゃる人いるんです、養鶏場みたいなサイズで。あそこどうされます。そのときの東京から来られた方の話を聞いたときには、犬、猫よりも、そういう鶏大変だったりするんです、移送するのに、ゲージがないんですから。でも実際、UPZ内にはありますよ、鶏舎が。それ再稼働したからとかいうよりも、やっぱり先に先に手を打っていただきたいなというふうに思います。

そのときの講師が言うておりました。鹿児島県内を一緒にぐるぐる回りまして、「鹿児島はこんなに畜産業がいっぱいあるのに、まだ手をつけているところがないんだね」、私、そのときから実は鹿児島市が用意してないのは知ってました。始良市はあのマニュアルがあるんで、何とかできるんじゃないのかなというふうに思っていたぐらいです。

ただ、せっかくですから、気づいたわけですから、すぐ見直しの指示を出していただきたいというふうに思うんですが、市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 国、県から具体どういう指示があるかということでありまして、範囲を限りなくといますか、今回の川内だけの事象だけにせず、口之永良部島時も実際島民をいち早く避難できたということはすばらしいことであつたというふうに思いますが、どうしても家畜は後に回されるということがあります。現実問題としてどこで受け入れるかということでしょうが、このたび大変ありがたいことに子牛については屋久島に移せたということがありますから、そういうような先例に学びながら、具体どういうふうに手だてができるかということだと思えます。

しかし、そうであっても要は、根本は国がその点まで踏み込むのであれば、その手当を平素からどうするかという、そこはお示しいただかなければいけないだろうし、そういうことだろうというふうに思えます。

○11番（小山田邦弘君） 今度また違う表が出ておりますが、これは薩摩川内市の広域の避難計画にある一部でございます。どこそ地区の人たちが、こんなルートで始良市に入ってきます。例えば柘城小学校です、何人まで収容できますというようなことが一覧で書かれています。今の安保の問題じゃないですけども、避難とかというものが、一つの自治体でできるわけじゃないですね、やっぱり広域的に連携するわけです。

薩摩川内市の中ではきっちりと、このように始良市に入ってください、始良市のどこそこに入ってくださいというふうに指示がされているわけです。そうすると、もしかするとペット同行で来る人がいるかもしれないわけですよ。片方ではそういう準備がされていて、受け手側が準備ができていないというのは、非常に迷惑な話だろうと思えます。ぜひともすぐに手を打っていただきたい。

市長がおっしゃるのもよくわかります。ただ、これ市長、環境省です。もしかしたら10月にかわってしまうかもしれませんが、副大臣地元の方でございます。ぜひともご相談の上、何かいい形で速やかに準備ができるような手だてを組んでいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

実は、こういうこともなんですが、私が今回の一般質問の中で一番聞きたかったのは、また戻んですけども、このマトリクスなんです。実は改正動物愛護法が出て、しばらくすると、もうこの環境省からのガイドラインは出ているわけなんです。私がわからないのは、そういうガイドラインなり国からの指示を受けて、どんなタイミングだとかどんなプロセスで、施策というものを組んだり修正をしたりしているのか。よく聞くのは、どこそこの法律がかわったので、ここを修正しますというのはよく見るわけですね。じゃなくて、これのように国のガイドラインが出ましたというのは、一体どこが管理をして、どんなプロセスで、どんなタイミングで施策としてくみ上がって、この場に出てくるんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 本省において、ガイドライン含めていろいろな出てくると思いますが、確かに。

しかし、それを全て一自治体が受け入れて、全部ができるということになると大変なことだと思います。したがって、市民生活の安全・安心に直結する、まずそういう喫緊の課題、そういうものからまず優先的にやっていくということであろうと思いますし、法というのも省庁のいろいろな管轄の中で、一つの事象が複数のそういう省庁にまたがる場合に、なかなか一つにまとまるということもまた難しいということも現実であります。

例えば、全く個人情報法というのと個人情報条例というのは同類であります、それに対して情報公開条例、情報公開法というのは全く相反する。同じ個に対してそれを課せられるわけですから、それをどう調整するかと。一つの例にしてもそのようなことで、なかなか例えば環境省が動物愛護のほうで言われたときに、例えば国交省のほうでかかる、運輸のいろいろな問題にしたときにかけるのは国交省でございまして、その運輸局でその輸送をどのように担うかということも課せられるわけですね。

そのようなこともあるわけでございますので、なかなか一つの事象について一方のほうからなかなか結論づけて施策に短絡的に結びつけるというのは、なかなか実際実務をする中では難しい点も多いということ、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

○11番（小山田邦弘君） よくわかりました。私も、実際これを書いていて思ったんですけども、例えば法令Aと書いてあるところが動物保護法で、法令Bというところが避難の法令だとすると、今回の場合、こういう筋交いみたいなのが要ということですよ。やっぱりそうじゃないと、いろんなぶれが生じてくるときに、政策的筋交いを持つというのが大事なんだろうなというふうに思いました。今市長がおっしゃられたとおりだろうと思います。

なので、できれば、実はどういうふうに組んでいるのかというプロセスなんかがわかってくると、皆さんもね、市が、例えば新聞なんかで言われてることがやっているけど、うちはやってんのかなというようなことがわかってくるとは思うんですが、極力その、どんなところから見てますよというようなものがわかるようになったらいいなというふうに思います。

今回なぜ私が、この環境省が出しているガイドラインにこだわるのかということも申し上げます。これは東日本大震災をもとにしてつくられております。つまり、これ命のバイブルみたいなところなんだろうと思います、これ自体が。福島のことを思ったり、また貢献しなくてはいけないというような答弁は、ここでもいっぱい聞くわけですけども、本当に東北の方々が、物すごい犠牲を払われて、すごい、悲しい、つらい体験を日本のそして世界の財産にしようとして出されたものが、このガイドラインであろうと私は思います。本当に福島のことを忘れない、あの体験を生かしていこうと考えるのであれば、私は各自治体はこのガイドラインについてはすぐに、先ほど言えばマトリクスですけども、あの俎上に上げるべきであろうというふうに思います。防災トップとしての市長のお考えをお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 大変悲しい事象でありましたけれども、その中で私ども人類が学ばなければならないことは、やはり歴史に学ぶ、その随分以前に東北地方というのは大きな津波を経験している土地ですよ。だから、ないということはない。あるということを前提に、いろいろな施策をしなければならなかったと。その一つが同じ原発の施設であっても女川と福島では違うと。なぜ違うんですかと、同じ原発でしようという話ですよ。ですから、歴史にしっかり基づいて、やはりいろいろなこ

とをしていくということが大事であって、決して忘れてはならないと。

そうしたときに、有史以来どういう状況が起こったかということをしたときに、地域性でいろいろ違うということだと思います。したがって、それらの過去にどういう事象が起こったかということをしつかり検証しながら、それにやはり備えるということを忘れてはならないのではないかというふうに思います。

○11番（小山田邦弘君） 実は、このガイドラインのもとになった東日本大震災なんですけれども、さらにもとになったものがございまして。それが中越地震でございました。福島で地震が起きた、津波が来たというときに、皆さん内陸に逃げられました。内陸に行ったら新潟に逃げなさいとコンビニが教えたそうです。そうすると、新潟のコンビニでは、どこそこの避難所に行けば、ペットオーケーだよというマニュアルができていたそうです。あそこは金魚や牛が大変な目に遭ったということがあって以来、動物愛護に対して避難計画にもきちんと盛り込んでいたそうなんです。それを参考にしながら、それがなぜ我が町にできていなかったのかという悔しさを思いながら、できたガイドラインでございまして。いま一度自分たちの避難計画に、この目線を入れていただきたいというお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、小山田邦弘議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時09分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時19分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 登壇

皆さん、お疲れさまでございます。きょう最後の質問になりました、私は日本共産党市議団の一人として質問を行います。

まず、医療費制度問題についてでございます。その前に、皆さん、訂正をお願いいたします。最初の項目の1番目の医療費問題の件で、3番と4番、これを入れかえて質問させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、医療費制度問題について質問を行います。

安倍政権が閣議決定いたしました「骨太の方針2015」は、財政健全化を口実に社会保障費の伸びを毎年3,000億円から5,000億円規模で削減する方針を盛り込んでおります。始良市としてどのような対策をもって市民の暮らしを守るのかお伺いいたします。

次に、国による国保への財政支援策についてでございます。

平成30年度から、国保の運営責任主体を県に移すことになりました。移管するという前提で、国保の財政基盤を強化するため、毎年約3,400億円を投入いたします。政府の発表では、被保険者1人当

たり年額約1万円の財政改善効果があるとされております。国は、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を1,700億円2015年度より実施しています。始良市において市民負担の軽減策をどのように取り組むのかお伺いいたします。

次に、2018年度から国保は、都道府県が運営主体となり、市町村は保険給付、保険料率の決定などを行うこととなります。国保は年金生活や非正規労働者など税金を負担する力が弱く病気にかかりやすい高齢者が多く加入しているという特徴がございます。

今回制度の改定におきまして国保に対する公費負担は、今年度1,700億円、2018年度には3,400円とされましたが、これは全国の自治体が行っている一般会計からの赤字補填額3,139億円、これは2013年度ですが——とほぼ同額にすぎません。これで国保の構造的問題を解決できるのかお伺いするものです。

次に、始良市では生活習慣が大きな要因と考えられている疾患が、国保データベースシステム参加保険者や県内の自治体の中でどのような位置にあるのか。これらのデータを生かした生活習慣病の対策は、保健指導の中でどのように検討され、具体化されているのかお伺いいたします。

次に、大きな項目の2つ目です。児童クラブの拡充についてでございます。

子ども・子育て支援新制度で、国ははじめて児童クラブの基準と運営指針を策定いたしました。市町村も条例で基準を定め、児童クラブの実施主体として事業計画を策定することとなります。児童クラブの量的拡大、質的拡充を図るため下記の件についてお伺いいたします。

まず、1つが、10人未満の児童クラブについても補助対象が拡大されました。北山や漆、永原校区は未整備であります。今後の計画はどのように考えているのかお伺いするものです。

柁城児童クラブの施設は柁城小学校の旧倉庫を使用されていますが、トイレが整備されておりません。プールの前のトイレまでは遠く、天気の良い時や防犯の面でも問題があります。生活の場として安心・安全な施設となるようトイレの設備を求めるものですが、どうかお伺いいたします。

次に、児童クラブの利用料は、市町村や運営形態によって違います。親の負担が大きいです。利用料が高く、入所できない家庭があります。希望する全ての子どもが入所できる利用料にするため減免制度の設立を求めますが、どうかお尋ねいたします。

次に、児童クラブの支援員は、所得が低く、長く働きたくても働けない実態があります。子どもたちの放課後の遊びと生活を保障するために、長く働き続けられるよう処遇の改善を求めるものですが、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、児童クラブの一層の充実を目指す組織として、全体の児童クラブ連絡協議会を設置できないかお尋ねいたします。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問に通告順にてお答えいたします。

1問目の医療費制度問題についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」の中では、「医療・介護供給体制の適正化、インセンティブ改革による生活習慣病の予防・介護予防、公的サービスの産業化の促進、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬にかかる改革及び後発医薬品の使用促進を含む医薬品等にかかる改革等に取り組む」とされております。

市といたしましては、国の動向に合わせ、健診の受診勧奨、健康教室の充実、人間ドック等の費用助成、重複・頻回受診者に対する訪問指導、後発医薬品の利用促進などに取り組み、市民の疾病予防や健康づくりに努め、医療費の適正化を目指してまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本年5月に成立いたしました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に、国保への財政支援の拡充が盛り込まれ、本年度から約1,700億円が充てられることとなっております。逼迫する国保財政において、貴重な財源になると期待しておりますが、市町村ごとの規模等につきましては、現段階では示されておられません。

市といたしましては、今後の医療費の動向など、歳出の見込みや歳入の見込みなどを推計しながら、国からの財政支援に、ある程度のめどがついた段階で、今後の被保険者負担のあり方や、法定外繰入れのあり方を含めた検討を行いたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

生活習慣病の代表的な疾病を国保データベースによって比較しますと、入院外の場合で、本市は、県内45保険者のうち高血圧症が26番目、糖尿病が28番目、脳血管疾患が11番目、腎不全が36番目、心疾患が16番目といった順位にあるようであります。

市におきましては、今年度中に「第2次健康増進計画」を策定することとしており、これに合わせ、国保についても、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効率的かつ効果的な保健事業を実施するための「データヘルス計画」の策定を予定しております。この計画の中で、データに基づく目標設定、目標達成のための具体的な手法について示してまいりたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

本年5月に成立した国民健康保険法等の一部改正法において、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことが盛り込まれております。

具体的には、都道府県が国保の財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされております。また市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うこととなっており、県が示す標準保険料率等を参考に、保険料の賦課・徴収を行う業務、資格管理・保険給付業務、保健事業等については、引き続き市町村が行うこととなっております。

今回の改革により、小規模な保険者が多い国保の安定化を図り、国保のサービスを確保し、国民皆保険の堅持が図られるものと期待しているところであります。

次に、2問目の児童クラブの拡充についての1点目のご質問にお答えいたします。

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、補助対象が、これまで1日の平均利用児童数が10人以上の児童クラブから、実施場所が山間部、へき地等であれば、10人未満の利用でも対象となりました。

したがって、現在、児童クラブが設置されていない北山、漆、永原小校区においても補助対象となりますので、このことを踏まえ、児童クラブの必要性やニーズについて、これらの小学校と連携し、調査を進めているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

放課後児童育成健全事業を実施している児童クラブのうち、専用のトイレを有していないのは、柘城児童クラブ1か所です。今後トイレの利用実態等を調査し、専用トイレの設置について検討

してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

児童クラブの利用料につきましては、安いところが月額2,500円、高いところは月額1万5,000円、平均では月額6,900円程度であります。また、児童クラブによっては、ひとり親家庭等を対象とした負担軽減を行っているようであります。利用料の減免については、保護者負担金の軽減や児童クラブへの運営助成等が考えられますが、先進地事例を参考に検討していきたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

児童の健全な育成のために必要な知識・技能を有する支援員の人材確保及び定着を図ることは重要であると認識しております。

今年度、示された「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用について、当該事業実施要綱に沿った運営のあり方を助言し、各児童クラブが放課後児童支援員等の賃金改善などに取り組めるよう支援してまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

現在の児童クラブ連絡協議会は、主に運営委員会によって運営されている5つの児童クラブで構成されており、児童クラブの組織活動を促進し、指導員等の処遇改善や施設の効率的運営を図ることを目的に活動しております。

今後は、市内すべての児童クラブに働きかけ、保育環境や運営内容、質の向上を図るためにも、全児童クラブを構成員とする連絡協議会の設置に向けて取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○14番（堀 広子君） 再質問を行います。

まず、医療制度問題についてでございます。6月30日に閣議決定されました経済の財政運営の基本方針の中のその一つが、まず社会保障費の削減となっております。この社会保障費は、高齢者の人口増や医療技術の革新などの自然増が年間8,000億から1兆円見込まれております。それを16年度から5年間で毎年3,000億円から5,000億円カットするといったしました。さきの小泉内閣時代の社会保障費削減がもたらした医療崩壊、そして介護難民が国民の暮らしにどれほど深刻な被害となったか、全く反省もないまま進められようとしております。また、年金の実質引き上げ、介護報酬の大幅な削減、生活保護の削減など次々に行われ、国民の暮らしを直撃しております。このように社会保障費の連続削減は、さらに国民を苦境に追い込むことになります。

骨太方針の2つ目には、社会保障の産業化がうたわれております。公的サービスの産業化を掲げて、公共サービスを民間企業のもうけの口に変えようとしております。企業が医療機関、介護の事業者、保険者、保育事業者などと連携いたしまして、新たなサービスの提供を拡大、民間の活力を生かしながら歳出を抑制するとしております。

民間営利企業によるサービス提供というのは、利潤追求が原則で国、地方自治体が責任を持つ公共サービスと根本的に違います。保育や介護の事業に参入した企業は、もうからないと撤退し、利用者が置き去りにされるケースがあります。お金のない人が必要なサービスから締め出される事態をさらに深刻化させるものであります。憲法25条で定められた社会保障の安心・安全を脅かし、国民の暮らしの大もとを揺るがすことになる、この営利化は進めるべきではないと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今議員のほうからもありましたように、国におきましては「経済財政運営と改革の基本方針2015」といたしまして、経済再生なくして財政健全化はないということで、現在の日本経済の課題ということでデフレから脱却し、中・長期的に継続する経済成長を実現するためには、まず経済の好循環の拡大、それから潜在的な成長力の強化、そして、まち・ひと・しごとの創生、さらに政府は公共サービスの無駄排除、質向上等の改革に取り組むことが必要としております。

また、その中の経済財政再生計画といたしまして、基本的な考え方は経済再生なくして財政健全化なしを基本方針とし、先ほどもございましたように今後5年間を対象期間とする経済財政再生計画を策定し、歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革を進めると国のほうで定めております。

歳出改革につきましては、公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーションに取り組む。そして、公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を支えつつ公的支出を抑制、歳出全般にわたり徹底していくとした基本的な考え方をまとめておられるようでございます。

以上のように、骨太の方針2015におきましては、現下の日本経済の課題と基本的方向性を踏まえ、経済の好循環の拡大と中・長期の発展に向けた重点課題の解決に向けた改革として、先ほど申し上げましたように、まち・ひと・しごとの創生など地域の活性化を推進することや主要分野の改革の基本方針と重要課題に、まず社会保障制度を掲げ、歳出改革は聖域なく進めること、特に社会保障と地方行財政改革、分野横断的な取り組み等を重要分野として取り組むとされたことなどに特徴がありまして、日本の社会保障制度を持続されるために、このような形で方針を示されたものと認識しております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 今、るる述べられました。安倍政権の進める成長戦略を含め、また経済財政力の方針を述べられたところかと思いますが、大企業のもうけのために国民の暮らしや安心を犠牲にする政治ではなくて、国民の生存権を保障して社会保障の控除、増進に対して、国が責任を持つ政治へ転換することが重要かと思えます。あわせて、自治体の役割もさらに大事になってくると思えます。

次に、骨太方針の3ですけれども、今も述べられましたけれども、2016年度からの3年間、社会保障を歳出改革の重点分野として、これから介護保険の軽度の人向けの給付の切り捨てや病床の削減、外来受診の抑制など具体的な削減策を列挙しております。医療介護も給付抑制と負担増という政策を一層強力に推し進めるものとなっております。

その一つが、入院給食費の引き上げでございます。現在1食260円の負担を段階的に460円まで引き上げるものです。30日入院するとなりますと4万1,400円にはね上がります。鹿児島県の保険医療協会の会長であります高岡茂さんのコメントでございます。これは新聞に載っておりました。

食事代の値上げについて。療養には、その人に合った栄養が必要だが、入院中食事はコンビニで買う人が出てくるということで、栄養管理や衛生管理が難しくなる。

と、こう言われております。こうした現場の懸念をどのように認識されますでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今議員のほうからありましたように、今回の医療保険制度改革の中で、入院時の食事代については、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることが盛り込まれております。ただし、これは低所得者は引き上げないこととし、難病患者や小児慢性特定疾病患者につきましても負担額を据え置くということにされております。

今回の見直しにつきましては、入院と在宅療養の負担の公平性の確保を図るためであろうかというふうに理解しているところでございます。

○14番（堀 広子君） 今、在宅の公平性、それから難病患者、低所得者の据え置きということで答弁いただきました。難病患者さんには、この1月から医療費の自己負担が拡大されております。大きな負担になっているんですね。そして、がんの患者、難病に指定されない患者さん、それから心臓病の子どもたちと、たくさんおられると思いますが、今回の入院給食費は高額療養費の対象となりませんので、深刻な受診抑制が広がることになると思われまます。

また、先ほどおっしゃられました在宅との公平性、これは公平性というのでありますならば、やっぱり在宅療養者に管理栄養士による食事、いわゆる栄養ですね——の管理を充実すると、充実するべきだといったことを、栄養士会のこれは意見でもございます。ぜひこのテーマは国への要望としても出していただきたいところなんですけれども、この件についてはいかがですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

私どもの国保の県単位または都市単位の協議会を持っておりますので、そのあたりで国のほうへも意見が届くような形で提案していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 一つお尋ねいたします。紹介状を持たずに大病院を受診した場合、従来の自己負担に加えて最大で1万円の定額負担、これは義務化されましたね。難病患者の団体というのは、認知症の疾患あるいは疾患患者は、症状があっても原因がわからないということが多々あるかと思えますね。そういう意味で診断が確定するまでに病院を何回も回らなければならないということで、専門医がいる病院は大きな病院である場合が多いわけで、患者家族の負担をさらに重くするのみでなく、患者の受診機会を奪うものだと、こういった怒りの声が出されております。やはりこれも国に対しまして、撤回を求めるべきだと思いますが、この件についていかがですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今回の医療保険制度改革の中で、外来の機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院と、これは鹿児島県におきましては課題病院が1か所、今のところ1か所だけでございます。ここを受診する場合には、原則として初診料の定額負担ということを患者さんに求めるということが盛り込まれております。今のところ私どもに届いている情報では、定額負担の額といたしまして5,000円から1万円のところになるのではないかとということで情報をいただいておりますが、これにつきましては今後審議会等で検討されることとなっております。

今回の見直しにつきましては、現在先ほどおっしゃいましたように任意になっている大病院の初診料を定額負担として義務化する措置、いわゆるかかりつけ医のほうを通して言っていただくと、この辺の初診料についてはかからないのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) はい、わかります。全国医学部長病院長会議というところがあるんだそうですね。ここでの調査ですけれども、外来の機能分化という当初の目的、この効果が見られずに多額の患者負担により患者の受療権を奪うものであり、義務化に反対という声を上げておられますので、ぜひ患者や医療機関団体の声を、これも国へ届けていただきたいと強く求めておきます。

じゃ、次に移ります。1,700億円の2015年度からの投入の件でございますが、ご答弁では、まだはっきりしないので医療費の動向を推進しながら検討していきたいというご回答でございました。

今回の財政支援策は、低所得者数に応じて予算の配分がされるということで、加入者の負担軽減につながるが大変期待されているところでございます。政府の説明によりましても、被保険者1人当たり年額約5,000円の財政の効果があるということで、負担軽減が図られるというふうにされております。これはまだはっきりしない段階でありましょうけれども、いつごろ予算の計上が見込まれるものでしょうか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

市長答弁の中でもありましたように、本年度から約1,700億円の国の財政支援が拡充されることとなっております。これにつきましては、現段階におきましては市町村ごとの交付金額等については示されておりません。今後私どもに入っている情報では、平成27年度中には示されるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) じゃ、次の3番目のところの都道府県移管のところに入ります。すいません、よろしく願いいたしますね。

ご答弁をいただきました。ご答弁によりますと、構造的問題には触れておられないような気がいたします。国保の安定化を図ってサービスの確保、それから国民皆保険の維持していくことを期待するというご答弁に終わっているわけなんですけれども。

これは国は骨太の方針で社会保障の産業化を、先ほども申しましたように上げております。権利としての社会保障を商品としての社会保障へと公的責任を後退させようとしております。保険の運営に民間会社が参入させることになると、国民皆保険制度、この体制は完全に崩壊すると私は思います。社会保障は商品として買うものではありません。社会保障は権利であり、公的に保障されるのが社会保障だと思うところでございます。

では、触れられておりませんでした構造的問題について、再質問いたします。カメラのほうお願いいたします、よろしいでしょうか。

今回の国保の都道府県移管につきまして、全国自治会は医療保険の中での比較的保険料の高い協会けんぽですね。この協会けんぽと同様の国保の保険料にするには、保険料負担の格差是正のために財政の規模といたしまして1兆円が必要だと主張して、それを求めてきた経過がございます。これは全

国知事会ですね。今画面に出ておりますのは、国保の抱える構造的な問題を掲げております。年齢構成が高く医療費水準が高い、それから所得水準が低いとか、保険料負担が重い、そして保険料の収納率低下、一般会計からの繰入れ、繰上充用、それから財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者の存在の問題、それから市町村間の格差があると。こういった構造的な問題があるわけなんです。

こういう問題があることから、全国の知事会が、やはり協会けんぽ並み——次のページをお願いいたします。協会けんぽ並みの保険料の負担にするためには1兆円が必要だということを全国の知事会が主張しているところでございます。

この表は、各保険者の比較でございます。市町村の国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合、それから後期高齢者医療制度の区分が書かれておりまして、今どのような状況に置かれているかというところで。まず加入者1人当たりの保険料負担率というのを見ますと、協会けんぽが7.6%に対しまして、国保は9.9%なんです。これは協会けんぽの国保は1.3倍の保険料の負担になっていると言えると思います。

次に、カメラをお願いいたします。次の資料は、保険料負担率の推移です。21年度から25年度の上昇率が11%になっております。このように保険料は、どんどん膨らんできたということの資料でございます。

次にお願います。次は、所得階級別の保険料の負担率です。所得に応じてどのような保険料の負担率になっているかという表でございます。下の150万円から200万円以下のところ、ここですね。所得の低い人ほど、ここが所得の低い人たちですね——が、負担率が本当高いということがわかるかと思えます。これは始良市では、所得200万円、4人家族の保険料負担は38万5,570円で、所得の19.3%が国保税として支払っております。負担は限界だというのが皆さんの声、市民の声だと思います。しかし、今回の都道府県移管によりまして担保されたのは2018年度からでは、全国知事会が主張しております1兆円に対しまして3分の1の3,400円にすぎません。

この表は市町村国保の財政収支の状況でございます。これは単年度の収支は恒常的に赤字です、下のほうですね。それから、この決算補填等のために一般会計からの繰入れが青い上のほうです。ほぼ同じでございますね。その額、いわゆる一般会計からの額が3,544億円、それから単年度収支の赤字の分です。赤字の分が3,139億円です。いわゆる単年度収支は恒常的な赤字で、決算補填のための一般会計繰入れも恒常的に生じていると。その額が3,544億円となっております。約3,500円もの繰入れなしには運営ができないということを示しているものでございます。この国保の状況をどのようにお考えになりますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

始良市におきましても、現在いわゆる法定外繰入れ1億1,000万円いただいております。これにつきましては、一般会計からの法定外繰入れがしていただかないと保険料が上がるということで、今のところいただいているところでございます。

今回の国保の改革によって、国からの財政支援の拡充とあわせて、先ほどもありましたように都道府県のほうで市町村とともに国保の運営を担うことが盛り込まれております。このことによって、小規模な保険者が多い国保の安定化が図られ、国保サービスを確保し、国民皆保険の堅持が図られるものと理解しているところでございます。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 確かに国の財政支援は、国保の財政基盤の強化につながるということは言えると思います。しかし、国保の構造的な問題ですね。これは特に先ほど来申し上げております保険料負担の重さ、軽減などの解決は難しいと思います。

次に、移ります。厚生労働省は国保の構造的な問題、この中には全く触れておりません。それは保険給付費に対する国庫の定率負担の大幅な削減なんですね、これがその表なんです。国民健康保険における公費負担の推移です。これは昭和58年以降どのように推移しているかという資料でございます。昭和58年は保険給付費の約53%、これが国保負担でした。それが平成24年から、こちらになりますね、現在まで保険給付費の32%になってしまったんですね。

この資料が示しますように、国庫の定率負担をやはりもとに戻す、この前の、最初の段階、このもとに戻す、これなしにはやはり国保の財政を他の保険のように保険料負担の負担率を軽減することはできないと思いますが、この点についてはどのようにお考えですか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

議員のほうからもありますように国保につきましては、年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いといった構造的な課題がございます。そういうことによりまして、国のほうで現在改革と制度改正ということで、このようなふうに制度は改正されてきたものだというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 政府はその考えかもしれませんが、構造的問題は今の段階の3,400億円投入では、なかなか解決できないというのが今私が述べました資料でも明らかだと思います。

次に移ります。国保データベースの件でございます。始良市の生活習慣病の受診状況、それから県内の保険者内の順位を示す資料をいただきました。この資料を見せていただきましたが、脳血管疾患が11位と大変高いようです。今後の具体的な対策、どのように検討されていらっしゃいますでしょうか。

○保健福祉部長(諏訪脇 裕君) ただいまのご質問につきましては、担当課長のほうに答弁させます。

○市民生活部保険年金課長(松林洋一君) 保険年金課の松林と申します。お答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、国保データベースシステムにおける始良市の疾病統計によりまして、比較的順位が高いのが脳血管疾患という形になっているかと思います。これにつきましては、今後確定いたします第2次の「健康あいら21」及び国保データベースから基づきましたデータヘルス計画の中で、具体的な方策等について盛り込んでいけたらなというふうに考えているところでございます。

○14番(堀 広子君) ご回答いただいたとおりでございますね。特定保健指導の終了率、これを見ましたら44%、県の平均が36.6%を超える成果があらわれております。これは担当課におきます努力のたまものというんでしょうか、努力があらわれているかと思います。特定健診の受診率も前年度を

上回っておりますね。国が示しました目標率の65%には及んでおりませんので、今後の取り組みを期待いたします。

続きまして、そこで、国保データベースの活用の件でございます。岐阜県の高山市の例でございますが、高山市は日本一の面積を持つ町でございます。人口は9万1,800人ぐらいの町で始良市よりも若干多いところでございますが、この取り組みをご紹介します。

高山市は国保データベースによる同規模自治体の特定健診受診率や医療費の比較、人工透析患者などの疾患の比較が容易になったことを受けまして保健指導をされておられます。その結果、特定健診の受診率は52%、これは25年度ですね、52.2%。保健指導率が90.6%となっております。その効果が人工透析患者の新規導入者も5年間で3分の1に減ったと。それから、要介護・要支援の認定者の数も大幅に減っております。

じゃ、どのような取り組みをされたのかなということで見ましたところ、保健師が23人いらっしゃいます。23人の保健師が家庭訪問を重視され、朝も夕方も含めて保健指導を行って、指導率が90.6%となったという報告がっております。

そこでお伺いいたします。始良市の保健師は何人いらっしゃいますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

現在職員である保健師につきましては18名の在籍となっております。本年度からこのうち1名が保険年金課の国保の係のほうに配属し、特定健診から特定保健指導へのスムーズな移行や国保データに基づく保健指導、健康教室等の充実などに従事しているところでございます。

○14番（堀 広子君） じゃ、今回の国保データベースによるデータ計画をつくるための保健師の数を1人ふやすということですかね。そうなりましたときに、こちらのほうのデータ健診の関係、特定健診受診率、こういった関係の保健師の数は現在何名いらっしゃいますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

データヘルス計画のためにふやしたということではなく、先ほど申し上げましたように特定健診から特定保健指導へのスムーズな移行や保健指導、健康教室等の充実を図るために本年度から1名の増員をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 家庭訪問等はどうな形で行われておられますか。

○市民生活部保険年金課長（松林洋一君） お答えいたします。

保健師あるいは雇い上げの方もいらっしゃいますが、特定健診を2年連続受診をしてない方々、こういった方々等については訪問して受診勧奨していただいたり、あるいは健診機関に基づく保健指導、特定保健指導ですね。それ等の受講がない場合にも訪問するなど、精力的に取り組んでいただいたところでございます。

以上です。

○14番(堀 広子君) すいません、はっきりと聞き取れなかったんですけども(笑声) 家庭訪問をされる方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○市民生活部保険年金課長(松林洋一君) 職員である保健師が1名、臨時職員である保健師が2名、そのほか雇い上げについてはちょっと今数をここに持ってきておりません。数名おります。以上です。

○14番(堀 広子君) はい、わかりました。3人ぐらいと数名ということがわかりました。今回始良市におきましては、保健指導の見直しとされまして、改善の成果が大きく打ち出されております。25年度からしますと、倍の数字が44%と大きく数字として出ておりまして、その取り組みのあらわれだと思っておりますが、その見直しはどのような見直しをされて、この数字になったのか。

○市民生活部保険年金課長(松林洋一君) 特定保健指導につきましては、これまで終了率が低かったということが課題でございました。したがって、平成26年度からこの実施方法を見直しまして、初回面談を充実するため、「健康アップ相談会」と題しました結果報告会、これによって受診結果を直接本人にお渡しし、指導するというに変更したために終了率が上がったというふうに考えております。以上です。

○14番(堀 広子君) その結果が数字としてあらわれているかと思えます。それにいたしましても、始良市の1人当たりの医療費、依然として25年度、39万2,111円と県平均よりも高い状況で、19市中12番目と10位以下でございます。

この1人当たりの医療費をもっと下げると、引き下げるためにも、この高山市での取り組みを参考に、また保健師をもっとふやして、ここでは23人の保健師が家庭訪問をされております。始良市としますと、大分差があるようでございますので、その取り組みの違いかなと思えます。ぜひ、この保健師をもっとふやすことで効果があると思えますので、この件については市長、いかがお考えでしょうか。

○総務部次長兼総務課長(松元滋美君) 採用の関係でお答えいたします。

26年度採用で保健師を2名、また26年度採用で2名、新たに採用募集をして任用しております。今年度、新年度の採用計画につきましても、保健師の採用も計画しているところです。平成10年度と比べれば、旧実態上の数字でいきますと、数字的には2名増ということになりますが、管理士等もおりますので、保健師の数的には増員を図っているところでございます。

○14番(堀 広子君) 少しずつ努力をしていただいているということはわかりましたが、大幅な保健師の増を目標に取り組んでいただきたいということを申し上げまして、次に移ります。

児童クラブの拡充についてでございますが、ご答弁をいただきました小規模のところ、これは今ニーズ調査を進めているということでございます。やはり児童クラブが、子どもが自分で通える範囲である小学校区内にないために利用したくてもできない、こういう状況があってはならないと思うとこ

ろです。ですから、市民のニーズがあった場合、この調査の結果が、今後の対策と計画はどうなりますか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

今議員仰せの小規模校の関係でございます。現在学校のほうと連携をしまして調査をしているところでございますが、ことし6月に小学校のほうを訪問しまして、校長先生へ授業内容を説明しまして、児童のニーズ把握を協議することとしておりまして、そのニーズ把握につきましては、学校でしていただくということをお願いをしているところでございます。

9月以降ニーズの結果を踏まえまして、運営委員会方式などの形態につきましては、引き続き協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） どうしても学校の協力、いわゆる教育委員会サイドの協力は大変必要になってくるかと思えます、連携が。そういう意味で今後連携を強めながら、市民の付託に応えるために努力していただきますことを求めまして、次に移ります。

次に、トイレの件でございますが、設置について検討していくということでございます。この場所は、指定文化財があることから設置が難しいということで、あの場所に移られてからもう何年もなりますけれども、大変な思いをされてきたところでございます。

児童クラブは、やはり家庭にかわる毎日の生活の場でございます。しかも子どもが児童クラブにいる時間は、小学校で過ごす時間よりも460時間長いというふうに調査の結果が出ております。この長い時間を過ごす児童クラブにおきましてトイレがないというのは、これはあってはならないことだと思うところでございます。よって、子どもたちが毎日の生活を営む施設としてふさわしいものとして整備がされるよう求めて、次に移ります。

利用料の軽減の件でございますが、これは全国学童保育連絡協議会の調査によりますと、市町村といたしまして利用料の軽減があるところが57.4%というふうに、これは2012年の調査ですけれどもも出ております。県内の状況はどうなっておりますでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） お答えいたします。

県内の市町村の状況ということでございます。私どもで調べた範囲内では8市におきまして、それぞれ内容は違うんですが、単独で補助を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） やはり低所得者の方、それから母子家庭とか父子家庭とか、本来最も児童クラブが必要な人たちが利用料を払えずに、払えずに入所を諦める事例がございます。また、さきの委員会での社会福祉法人団体の方々との意見交換会の中でも利用料が高いという声もございました。また、子どもの貧困率も大変高くなってきているところです。検討していきたいということございました。前向きな検討と受けとめてよろしいでしょうか。

○保健福祉部次長兼大楠ちびっ子園園長（牧之内昌二君） 議員仰せのとおり特に低所得世帯につつま

して対策等ができないかというところで、先進市等の事例等も参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 次、支援員の処遇改善の件でお尋ねいたします。全国の連絡協議会の実態調査ですけれども、これは、多くの支援員が不安定な雇用で、働く条件や待遇は厳しくて、7割弱の人が年収150万円未満で、多くが非正規職員であります。勤務年数も1年から3年が半数を占めております。研修をしている市町村はまだ4割ぐらいでございます。人材育成も含めて支援員が安心して継続的に働ける児童クラブをすることが必要でございます。始良市の実態がどうなっているのか詳しくは私も存じておりませんが、この実態調査も今後必要になってこようかと思っております。

すみません、時間がありませんので次に移りますが、この支援員の研修の件でございます。研修に参加するにあたりまして、時間的余裕や財政負担があるために参加しにくいという声がございます。また、運営委員会、保護者会、NPO法人等の児童クラブへの県が行う研修ですけれども、研修案内がなされてきていないという状況がこれまでであったようでございます。研修の充実という観点から財政の措置があるのか。また、現在研修案内がなされているのか。それでなかったら全てのクラブに案内は届くように、県に改善を求めていくことが必要ではないかと思っておりますが、この件についてはいかがですか。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 子育て支援課の黒木でございます。お答えいたします。

この健診につきましては、県が実施するということになっておりまして、今年度3か所の会場で実施される予定でございます。それで各クラブのほうには、この内容等は既に周知してございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） その参加に当たりましての財政的な措置はどのようになっていますか。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

研修参加にかかる経費については、こちらのほうからの助成というのはございません。各クラブの運営の中で、現在は行っていただく方法をとっております。

以上です。

○14番（堀 広子君） わかりました。確かに市には財政改正によりまして、一括交付金という形で入ってくるわけですね。そうになりましたときに、質的向上を図るために、確実に処遇改善につながるように、いわゆるこういった研修は質的向上を図るためにも大変大事な研修でございますので、ぜひそういった方向にも財政が行き渡るように支援していただきたいと思うんですけど、その取り扱われることについてはいかががお考えですか。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

現在この始良市に児童クラブ連絡協議会というのがございますが、まだ加入率が少ない状況で運営をされております。この中にも支援員の質の向上というようなことも含まれておりますので、この協

議会を通して質の向上が図れるように研修会への参加等についても一緒に協議をしていきたいというふうに考えております。

○14番（堀 広子君） ぜひご支援のほう充実させていただきたいと思います。

次に、最後の運営協議会の件でございますが、ご答弁では、「協議会の設置に向けて取り組んでまいります」とご答弁をいただきました。現在加治木町時代からございます運営協議会でございますが、これをもっと広げて始良市全体で取り組んでいくということになりますでしょうか。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） お答えいたします。

8月に全児童クラブの方々にご案内を差し上げまして、新制度等にかかわる説明会を実施したところでございます。その中でこの協議会の参加についてを全クラブに促したところでございまして、参加された方々の反応は非常に参加したいというような意向もございましたので、今後そちらのほうに向けて全員のクラブが参加できるような形に私どもも支援していきたいというふうに考えております。以上です。

○14番（堀 広子君） 現在18の児童クラブがありますがけれども、それぞれ運営形態が違います。目的に沿った運営協議会の目的ですね。この目的に沿った活動を行うためには、これはやはり協議会が本当に必要になってこようかと思えます。ですから、これはぜひ早急に取り組んでいただきたいという思いがございます。

また、この運営協議会の中には指導員さんと担当課の方々の組織になりますでしょうか。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） はい、協議会は指導員の方々と、その保護者の方々と協議会は運営されているようでございます。しかし、5クラブしかございませんので、また社会福祉法人等の児童クラブは保護者会というようなものが結成されていないところもあるようでございます。そこにつきましては、やはり会員の意見が反映できるようなことが今後必要かと思えますので、全クラブに働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（堀 広子君） 保護者の方の声っていうのは本当に大事だと思うんですね。質的にも量的にも拡充するためには、やはりお母さんたちのお父さんたちの声を反映できる、そういった会になるように努力していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀広子議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって散会とします。

なお、次の会議は、9月11日午前9時から開きます。

（午後3時19分散会）